

会

議

午前10時 0分開議

議長（佐々木嘉昭君） 皆さん、おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、10番 小林弘次君であります。

ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（土屋範夫君） 朗読いたします。

下総庶第158号 平成16年12月10日下田市議会議長 佐々木嘉昭様。

静岡県下田市長 石井直樹。

平成16年12月下田市議会定例会議案の追加申し入れについて。

このことについて、平成16年12月下田市議会定例会に下記議案を追加提出したいので申し入れます。

記。

議第77号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議第78号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市水道課企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時 1分休憩

午前10時 8分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

本日、市長から提出されました議第77号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第78号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市水道課企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案の追加申し出があります。

この際、議第 7号、議第 78号を日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

議第 7号、議第 78号を日程の第 3 の次に追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 7号、議第 78号は日程の 3 の次に追加することに決定いたしました。

議第 70号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第 70号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市長公室長（出野正徳君） では、議第 70号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

まず、定員管理の経過でございますが、平成 8年 3月実施しました行政診断をもとに、平成 9年 3月、平成 9年度から平成 13年度までの 5年間に 22名減員すべく下田市定員適正化計画を策定し、また、平成 10年 4月 1日には組織、機構の見直し等によりまして、職員定数 358人を 11人減しまして 347人にいたしました。適正化計画を精力的に推進しました結果、目標より 4人多い 26人を減員することができました。

さらに、行財政改革を推進する必要があることから、平成 14年 3月に平成 14年度から平成 18年度までの 5年間にさらに 14人減員すべく第 2次定員適正化計画を策定し、あわせて平成 14年 4月 1日に職員定数 347人を 14人減員しまして 333人としたところでございます。組織の見直しや欠員補充等の措置によりまして、平成 17年 4月 1日には職員数が 294人となる予定であります。定数より 39人の減になります。その差が定数の 1割を超えることとなりますので、今回さらに見直しをさせていただくものでございます。

また、職員定数を極力実数に合わせることにより、職員の実態を市民に明らかにし、公正な事務執行をしていくためのものでございます。平成 8年 4月 1日の段階では、350人いた職員が平成 17年 4月 1日には 294人となる予定であり、この 9年間で 56人の職員を削減する

ことができることとなります。

では、改正条文についてご説明をいたします。恐れ入りますが、条例改正関係説明資料の9ページ、10ページをお開きください。それに、本日配付をさせていただきました議第70号の資料2枚目をめくっていただきまして、定数条例改正案と技術職員数に関する調書を参考にしながら説明をさせていただきます。

第2条第1号におきまして、市長の事務部局に属する職員の定数239人を14人減じまして225人に、第3号の教育委員会の事務局及び教育機関の職員の定数を60人から5人減じまして55人に、第7号の上水道事業の職員の定数23人を5人減じまして18人とするものでございます。このことによりまして、職員定数の合計は333人から309人となり、技術職員数294人との差は15人で、一部事務組合への派遣職員1人を除きますと16人となるものでございます。

なお、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員の事務部局及び農業委員会の事務部局のそれぞれの定数ですが、実数との開きが小さいものですから、そのままとさせていただきました。定数については基準となるものはございませんが、総務省が出しました第8次定員モデルの試算では、一般行政職の職員数は下田市は205人が適正であるというふうに言われております。平成17年度4月1日には、本市の一般行政職の職員数は206人となる予定です。大体、総務省が示す定員モデルとほぼ同数となり、適正な人員ではなかろうかと思っております。分権改革の進展に伴いまして、自治体の組織も大きく変わり始めてきております。考えた職員の枠の中で最大のサービス、最大の効果を発揮できるよう資質の向上に向けて努力をしていく覚悟でございます。

では、議案に戻っていただきまして附則でございますが、この条例は平成17年4月1日から施行するものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

11番（梅田福男君） ただいま室長から説明があったわけでございますけれども、今年は財政の厳しい中で、職員を減にするということは非常に結構なことであると思うわけでございますけれども、最終的に市の市民サービスに対するそのサービスというものができるかどうか、これはサービスできなくなったら、これは市の執行というものが停止する

わけでございますけれども、そういう面いか がでしょうか。これ以上、私、機械化しても何しても、市民サービスの低下ということだけは考えていただきたいと、このように考えますけれどもいかがでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 仕事自体は、パソコンとか機械がやるものでないものですから、人間がやるということで、確かに総務省が示した定員モデル 205人に対して来年度 206人ということで1名多いわけでございますが、本庁部門の職員は 205人ぐらいが非常に限度ではなからうかと思えます。今後、これ以上減らすとなると、確かに市民サービスの 点に欠けるような場合もなからうかと思えますが、何せ行財政改革をやっていかなければならない。今後、職員の減を図ろうとするならば、外局、例えば清掃センター、例えば調理場、こんな外局との民間委託の職員の減が今後あるかと思えますが、内部的な一般行政職については、このぐらいの数字が下田市にとっては限界ではなからうかという気がいたします。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

11番（梅田福男君） 大変わかるわけでございますけれども、しかし、今申されたように、市役所というものは市民の財産と生命を守るところでございますから、最終的には低下しないようにぜひ努力していただきたいと、このように申し上げて終わりいたします。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

14番。

14番（増田榮策君） 職員定数の問題については、たびたびこの議会で議論がされておりました、何人が適正であるかという判断も、その規模や仕事、そして地域、事務量、いろいろな諸条件によって私は変わると思いますが、ただ、職員を減らして経費を削減するだけではなく、長期、短期のこういったアルバイトに振り替えて、経費がまた上がってくるようなことがあってはならないと私は思うんですが、その辺の整合性といいますか、どのように考えておりますか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 確かに増田議員の言われますように、正規の職員がどんどん減って臨時職が増えてきますと、確かに効果というか、非常に効果が薄れるわけでございますが、昨年度の12月の段階で臨時職が92名、今年の12月の段階では92名ということで横ばいになっております。一般行政職臨時職員が本年度は92名いるわけでございますが、本当の一般

行政職の臨時雇いというのは六、七人でございます。あとはほとんど保育士の臨時、幼稚園の教諭の臨時、例えば調理場の臨時ということで、90%以上がほとんど専門的な職員、業務員という格好で臨時をお願いしているわけでございます。確かに、臨時雇いについても本年度適正の中で、ある程度減らしていかなければならないのかという気はいたしますが、それ以上には対市民サービスのことを考えなければならぬということで、それも限度があるのかということで、その辺含めまして臨時職のあり方については、もう一度再考する必要があるのかという気がいたします。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） やはり職員の定数を変えて、予算上の措置は確かに減ったように見えるんですが、やはりこの中・短期のアルバイト、臨時職員ですか、こういったもの、それから現業職、こういったものの効率、あらゆる角度からこの経費を分析して、変えていかなければならないのではないかと私は思うわけです。一番問題なのは、やはり今データにありますように、今、賀茂郡の人口も8万人からの人口なんですが、これが将来は5万人に減って、下田も将来は、かなり後になりますが、1万7,000人の人口になるかというような非常に厳しい少子高齢化のデータも出ているんですが、この人口にある程度比例して職員定数というのは段階的に見直していかれるのかどうか、その辺のところもちょっとお願いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 最初の行政診断を平成8年にやりまして、少し職員が多いということで定員適正化計画を9年度から14年度まで始めたわけでございます。そのときに、人口を1,000人当たり職員を10人以下にしようという一つの目標を設定してございます。現在、16年度については、普通会計職員1,000人当たりの職員数というのは9.8人でございます。17年度、来年の4月1日になりますと9.45人になります。最初の目標設定しました1,000人当たり10人以下というのは、今のところクリアをしているということで、確かに人口と職員数というのは、一つの国の試算でもありますので、1,000人当たり10人というのが一つの目標でございますので、その辺はある程度クリアをしているところでございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） ご案内のように、定数条例は定員の適正化計画のもとに進められてき

たと思うわけでございます。したがって、退職者の補充をしないという形で進められてきたと思うわけです。特別により以上に優遇退職規定を設けて、ここの部署の人は退職してください、こういうものを積極的に進めてきたということではないとこの経過は思うわけです。そして、どういう事態を憂えているかといいますと、この状況からいきますと、当局が立てました定員適正化計画より以上に職員が退職をしていると、本当に市民のためにきっちり働くことができる、責任持って働くことができる職員は、やはり 20年あるいは25年の経験を積み重ねて、勉強を重ねてきた職員のこれからという人たちが退職をしていく、見限って退職をしていくのではないかと、こんな危惧が一方で私は持つわけでございます。平成 15年度の職員数の目標は313人になると、こういうことであつたかと思うわけですが、これは 16年2月の広報に出された数字でございますが、現状は307人になっていると、適正化計画よりもさらに6人も減になっているわけでございます。平成 16年から18年度の計画は311人で、既に309人、先ほどの報告にありましたように現在は306人だと、わずか1人の差だというような報告がなされておりますが、それはやはりきっちり見てみますと、そういうことが裏に現実の問題としてあるのではないかと。職員の定数は、低ければ低いほどいいということではないと思うわけです。行政サービスと職員がそれを担う適正化計画というものに基づいて進んでいるわけですから、その計画どおりに進んでいるということは、一番いいことではないかというぐあいに考えるわけです。

しかし、その一方の現状の中で、職員がより以上に見限ってやめていくのかなというような思いもするわけでございます。そして、その一方で委託や臨時の職員が職場で増えているという実態がそこに出ていようかと思うわけです。やはり、そこら辺の実態を資料としてもきっちり出して、それで、この定数というのは、市民にこういう枠組みの中で市民サービスをしますよという、そういう枠組みを決めていることであると思うわけです。それをどう運用するかというのは、当局の市長の裁量だということになりますので、これは決して市民の側からすれば、定数が低ければ低いほどいいという、そういう理解の内容のものではない、そういうことを定めている定数であると、そういうことだと思うわけです。ですから、そういう実態をどのように考えているのか、私が指摘するような実態があるのかないのか、あるとすればそれをどう考えているのか。それから、さらに言いましたように、臨時職員の増が現在どうなっているのか。さらに、それだけではなくて委託という清掃業務等々、あるいは今度の考えられる電算の計算センターの廃止に伴う新たな事務も出てきようかと思えますけれども、そういう体制を含めてどうしようとしているのか。恐らく委託等々も含めて検討せ

ざるを得ないと思うわけですが、そこら辺の実態をどう考えているのかということでございます。お答え願いたいと思います。

それから、さらに各市長部局の職員が 233人を 225人、11人の減をしていくんだということですが、この方策については、きっちり今報告がなかったかと思うんですけれども、どのように考えているのか。

教育部局の 60人の定数を 55人、5人減にしていくんだ。教育委員会の部局のどの定数をどのように削減しようと、あるいはこういう合理化をすれば、効率化を図れば、5人の人数がこの5年の間にこうなりますとかというような想定を当然した計画でなければならないと思うわけです。そういう点がどうなっていくのか。

さらに、上水道の職員を 23人を 18人にしていく、まさにこれは委託でどんどん職員を削減していくのか、そんな思いもするわけですが、どこの仕事をどのように整理して、23人必要だった人員が 18人でできるのかと、人口が減ろうとやはり観光地としてのこの下田市の水を、きっちり水源を確保していくということは、大切な仕事だと思うわけですが。そういう措置なくして、23人が 18人でいいというような結論は出てこないと思うわけですが。そこら辺をどのように検討しどのように考えているのか質問をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 確かに、地方分権等によりまして、国の方から権限が市町村に移譲されてきております。それで、市民からの行政需要も多種多様にわたって大変厳しいものになってきております。しかし、役所の行政というのは、今、財源が大変厳しい中で、最少の経費で最大の効果を上げるのが実際の大原則ではなからうかと思えます。本年度 13人やめることによりまして、さっき言いましたように、職員が来年の時期では 294人、今、組合の方へ派遣しておりますので、派遣を除きますと 293人ということになるわけですが、その辺の割り振りについては、先日各課長さんに何人いればそれぞれの課で適正なのか、適正というのか業務執行、市民サービスが停滞なく市民サービスが執行できるのかということで、それぞれ各課長に投げかけて、各課長から回答が来ております。それにつきましては、助役さんが今、議案等を通じてこの人数の割り振りをやっているところでございます。実際の市長部局が 239から 225人、職員を減らしていくわけですが、ここの財政が厳しい中で、大型の事業も今のところ考えていないということで、これは必然的な事務量の大きな、

人員を伴う特別に要する事業というのは考えられませんので、実際の組織をとりあえずスリムにしていこうということで、それは減をするものでございます。

また、教育委員会についての減でございますが、今後、教育委員会については幼保一元化の計画が上がっておりますので、これらについては今、幼稚園の教諭等の募集等については、なかなか踏み切れないという中で、そういう計画があるものですから、募集というのは差し控えていただいて、今、臨時雇いの方をお願いをしていると。

また、水道課については、浄水場の業務については、これは委託をしていこうかということで、浄水場にいる職員については、ある程度、削減ができるということで、それぞれ計画をつくらせていただいたわけでございます。確かに、保育所もそうでございますが、すべてが今の中で正規の職員というわけにいかないものですから、これが臨時の職員でも、ある程度専門的な資格を持って立派にこうやっている人はたくさんいますので、その辺については、その専門職、資格を持った人については、なるべくというか、本来であれば正規の職員を採用すべきであります。なかなか同じような関係で、そういう職務については事務局さんをお願いをしているところでございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） なかなか言いにくいことなのかもしれませんけれども、13人の退職者の中には、やはりそれぞれすぐれた能力を持った方たちがいようかと思うわけです。定年でもないのになぜやめていくのか、そういう思いは当局として考えたことがあるのかないのか、再度質問をしたいと思うわけでございます。

それから、やはり適正化計画があるわけですから、適正化計画とこの定数条例というのはきっちり関連させていかなければならないと思うわけです。ただ単に何度も言うようですけども、定数を削減すればそれがいいことだと、こういう枠組みの問題ではないということだと思っただけです。住民に当局として、どういう体制でどういうサービスをしていくのかという大枠を上限と言ったらいいかと思うんですけども、その枠を決めるというこういう内容の定数だという理解をしているわけですけども、当局もやはりそういう理解をしているのかどうか。

それから、先ほどの形の中で、委託等々をしていくので、臨時や委託で対応できるんだということであれば、実際にサービスする職員の数というのは変わっていないということになるわけですから、恐らく変わっていても大した数でないということになるわけですから、そ

うということから言えば、適正化計画と照らして考えますと、定数条例の削減をするような事態ではない。職員をどれだけ、正規の職員を何人で、その定数以下でどう進めるかというのは、当局の権限ではありますけれども、定数条例の改正そのものに触れるような事態に単純になっているのか。実数と定数をただ合わせればいいんだという考えでは、やはり定数条例の持っている本来の意味と違う対応になっているというぐあいに考えるわけですが、そこら辺の当局の見解を再度お尋ねいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 確かに、来年の3月には13人やめて、その中で業務員が2名、保育士が3名、一般事務が7人ということでやめるわけですが、確かに、まだ定年より若い職員がやめられていきます。それらについては、どうしてやめるのかなということで助役とも話したことがあります。大変、個人差があるもんですから、確かにいろいろ難しい。1つは、役所の仕事がいやになったのか、ほかに生活の中で、その後の生活で何か生きがいを見つけたのかなということ想像しているわけですが、なかなか分析といっても分析しにくい面がここに含んでおります。

職員の適正化の中で、定員管理の実数に基づいた採用計画ということですが、今回の第2次の適正化計画が、14年から18年度までの5年間来ていますので、来年度、もう1回、第3次の適正化計画の策定に向けて準備に入りたいと思いますが、その段階で十分その辺は精査をしていきたいと思っております。

今、皆様のお手元に配付しました今日の定数に関する調書の中で、実数と定数の差が15人ございます。15人の余裕を持たせていただいております。今後、行政執行をしていく中で、どうしても市民サービスに欠ける、この部分についてはやっつけていかなければならないというものがありましたら、その枠の中でまた採用というものが出てくるだろうと思いますが、実数と定数同数でございませぬので、当然定数を超えた職員採用はできませんので、15人の枠の中で、その辺は調整をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第70号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

議第71号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第71号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

学校教育課長（森 廣幸君） それでは、議第71号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、恐れ入りますが条文の条例改正の20ページをお開きいただきたいと思います。

今回、本件条例を改正する提案理由につきましては、下田市立浜崎幼稚園を廃止し、下田市立下田幼稚園に統合するためでございます。

まず、お手元に配付してございます条例改正と説明資料により説明させていただきますので、9ページから10ページをお開きいただきたいと思います。

下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例第2条中の一番下に ございます下田市立浜崎幼稚園、下田市須崎1,784番地の2を削り、第2条を10ページのように改めると、こういう内容のものでございます。

今回の改正理由といたしましては、平成9年から始まりました幼保一元化委員会、また平成10年の議会におきます特別委員会、そのほかいろいろ経過をたどってまいりましたけれども、本年幼保一元化推進委員会の中間報告を受けまして、市内6園中、最も入園児数が少なく地域的な要因により、今後も増員が望めなく、また適正規模での教育、保育が困難となり、教育効果の問題、また施設の老朽化や耐震性、校庭の狭隘など、教育環境の問題によりまして浜崎幼稚園を廃止し、教育環境に恵まれ一定規模での教育が可能な下田幼稚園に統合するというものでございます。この廃止の内容につきましては、浜崎幼稚園の保護者の方、また柿崎、須崎、外浦地区該当地区の方への説明等も開催させていただいております。

大変恐れ入りますが、条例の本文に戻っていただきたいと思います。

附則といたしまして、本件条例は平成17年7月1日から施行したいというものでございます。

以上、説明は簡単でございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

2番。

2番（土屋 忍君） それでは、この件につきまして何点か質問をさせていただきます。

私は、この地域の浜崎幼稚園にお子様に通っているお母様方に、ぜひ話を聞いてもらいたいということで総務文教常任委員長とともに、10月18日と11月5日の2回ほど地元のお母様方と懇談会を開かせていただきまして、その時にいろいろお話が出まして、その点も紹介しながらちょっと何点か質問させていただきます。

今日は、この動向が大変に心配だということで、傍聴席にも何人かのお母様方が見えておりますので、市長並びに教育長にしっかりとした答弁をお願いしたいと思いますけれども。

10月18日のときに言われたこの9月28日に行われた教育委員会のこの地元の説明会では、浜崎幼稚園廃止を来年度より実施したいので、理解し協力をしてもらいたいという、そのような意味合いの説明が突然あったということでございます。地元の方は、9月23日付の新聞にこのことが説明会の少し前になりますけれども突然出てきて、ただ驚いている中でのこの説明会であったということでございます。

それから、お母様方には、今年の4月から3歳児として入園されたお母様方もいらっしゃるわけで、その4月のときに、お母様方に3年間責任を持ってお預かりしますという園長先生の説明があったということで、それでこの9月になって突然廃園ということはどうということなんですかという厳しい指摘があったわけですが、この浜崎幼稚園の廃園については、いつ頃決定したのか。私の考えるところによりますと、この時期ですから、どうも合併の雲行きがだんだん怪しくなってきたときで、何とかその行財政改革を進めていかなければならないという考えの中から、何かないかということで、市長の号令のもとで教育長が一生懸命に何かないかと探したら、ちょうどこれがあったという、そんなような簡単な考えで始めたのではないかというふうに思うわけでありまして、このような大事な問題は、お母様方が本当にどうなるんだと大変に悩んでいるわけですが、このような大事な問題は、何年もかけて、幾ら何でも最低1年ぐらいは議論をし、また地元との話し合い、また理解をもらって行くべきであるというふうに思うわけでありまして、その点、どのようにお考えかお願いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

教育長（高橋正史君） 9月、地区を初め保護者の説明会、いろいろな説明会を4回やらせてもらい、地区3回説明させてもらって、計7回説明させてもらいましたけれども、やはり十分な理解はなかなか難しいというのが実感です。ただ、現実に急だというふうな形については、確かに保護者の方々、また地区発表の形での急な状態でしたけれども、幼保一元化、

それから幼稚園の再編については、平成9年からずっと検討してきたわけです。なぜ急にこのような形ですけれども、16年初頭には市長、また助役等も、いわゆる幼保一元化の推進とともに幼稚園再編というものはしていかなければならないというような形は、たびたび表明していたわけですが、そのような形の中で、本年幼保一元化の推進委員会というものが、幼保の一元化並びに幼稚園の再編についてどうすべきかというような形の中で、8月31日にその中間報告書が出されまして、幼保一元化を当然進めていかなければならないけれども、その過程の中で幼稚園の再編もしていかなければならないだろうというふうな形が出てきたわけです。

また、課長から詳しくあれしますけれども、いわゆる園児数の問題、効率的な運営とともに適正規模での教育というような形の中で考えてみた場合に、浜崎幼稚園というものをやっぱり下田幼稚園に統合していかなければならないというような形の、その8月31日の報告書のもとに9月、10月、11月、それなりに私たちは説明してきたつもりですが、不十分だというふうな形は否めませんが、私たち自身は、この適正規模とそれから効率的な運用という中でぜひ下田幼稚園への統合というのをご理解いただきたいというような形で説明会をやってきました。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 2番。

2番（土屋 忍君） 効率的なとかいろんな話がありましたけれども、地元のお母様方にいろいろ意見を聞きますと、大変この浜崎幼稚園のことについて、ここはすばらしいところであるというようなこともたくさん出まして、浜崎小学校と幼稚園は交流を盛んに行っておりますと、給食タイムなどの交流、また理科の実験を小学校の先生が幼稚園の生徒に見せてくれたり、大変にすばらしいことだというふうにお母様方は思っている。幼稚園では、4歳児と5歳児が年長組として一緒になっていますと。年上の子供が年下の子の面倒を一生懸命に見たり、教育上、大変すばらしい など思っているということで、現在、少子化だからこそ、今、大変に大事なことだというふうに感じているということで、お母様方は、自分の子供を本当に少しでも立派な子供にというふうには、真剣に現在、やっているわけでありまして、ただ単に少なくなったから、ではこれは廃園ですよということがいかにいいことなのかどうかというふうにつくづく思うわけでありまして、もし大変不安なこともたくさん地元のお母様方にありまして、もし万が一でも下田に通うようになった場合に、本当にこの下田幼稚園の周辺だとか通学路や建物、これから心配される災害に対して本当に安全なとこ

るなのかと、今の浜崎幼稚園というのは環境もよく場所的にも高台でもあり、すばらしいところだとは思いますが、本当に心配をしていると。川の向こうに通うわけですから、当然、心配というのもあると思うわけですが、このような話をしてくれた方がありました。

自分の子供は年子で、上の子供は小学校へ、下の子供は幼稚園へ来年行くと。もし下田幼稚園に通うようになった場合、私は車の運転もできない。これは、大変なことに私はなると、本当に幼稚園までお子さんを届けなければならない、そういうような心配をしている、本当に真剣に心配をしている方もいらっしゃいます。また、子供さんはいろいろいらっしゃるわけですが、私の子供は本当に神経質な子供なものですから、この1年間なれるのに大変やっとの思いでみんなに溶け込んでなれた。また、今回、下田へ行くようになったら本当にどうなるんだろうかと。それで卒業するとまたこっちへ戻ってくると、そういうようなあっちへ行ったりこっちへ行ったり、本当に不安であるというような、そのような話をされている方もいらっしゃったわけですが、子供さんを育てているいろいろな不安に対して、この下田市教育長、市長は、どのようなこの方策を、確かにあそこへ通うというのは、かなり距離もありますし、車で通えるお母さん方はあれですが、やはりバスに乗せてこちらまで通ってこなければならぬ方もいらっしゃるわけで、その辺でどのような、少しでも安心して通えるために、どのような方策を考えているのかということについて1点お伺いしたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

教育長（高橋正史君） 今の浜崎幼稚園が、大変問題があるから廃園とか統合にするということではございません。5人とか7人とか、そういうやはり温かい中での教育といいますが、その良さも十分わかるけれども、やはり教員の配置によりますと、35人に1人というのが定数なわけです。やはりそういう温かい環境の中で育つということとともに、それ以上にやはり集団の中でお互いに磨き合うというような形の教育というものも必要ではないかという形の中で、下田幼稚園というものの、まだ十分お母さんたちと話し合っていないけれども、下田幼稚園というか適正規模でのよさというものも十分伝えていきたいというふうに思います。

それから、いわゆる統合された場合のいろいろな配慮、通学の問題、駐車場の問題やそのほかいろんな安全の問題について、それから子供がいわゆる幼稚園に途中で入るというような形についてのいろいろな成績的なもし問題があったら、そういうようなことについては、これから万全な形で教育委員会も両方の幼稚園も考えていきたいというような形での説明を

しています。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 2番。

2番（土屋 忍君） それでは、最後の質問になりますけれども、私は今日の新聞を見まして大変驚いたわけですが、写真が間違っていたということではなくして、次のページに戸田村が幼保教育特区に認定を受けましたということで、本当にしっかりした計画を立てながら、子供さんのことをしっかりしているところもあるんだということを静岡県では2例目ということですが、このことについてどのような検討を下田市ではなされてきたのか、また、この先のビジョンというものを最後に聞かせていただきたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

教育長（高橋正史君） 幼保一元化施設というような形での総合施設というような形の中間報告が出されまして、すぐにとということではありませんけれども、まず、実験校を起こして、そして全国的な規模でというような形も大分、文部科学省と厚生労働省でいろいろな形で、はっきり言えばもめていたようですけれども、これは社会のニーズからいって、こういう形でなければいけないというような形の中で出されつつあります。幼保一元化推進委員会としても、これは中間報告ですので、今後のそういうような形の対策については、本年度中にいろんな形で出すというような形ですので、私たちは十分意見を言って、今後不安のないような幼保一元化に向けた下田市の施策というものを進めていきたいな、そういうふうに思います。

議長（佐々木嘉昭君） 12番。

12番（大川敏雄君） この責任者である教育長にお尋ねします。

教育長もよくご存知のとおり、地方自治法第 180条の 8項です。あるいは地教法の第 23条、ここには教育委員会の職務権限を明確にしております。1項から大変多くの課題がここに掲げられているわけですが、事このこういう事案について、第1番目に教育委員会のこの職務権限として謳われているのは、いわゆる教育機関の設置や廃止、これを決定するいわゆる任務が明記されております。

そこで、お尋ねいたします。教育委員会は、これを鋭意いろんな角度から慎重に検討されたと思いますが、その審議の経過を議会で明確に報告していただきたい。先ほど、土屋 忍議員が質問の際にされましたけれども、教育委員会としては、いつこの方針を決定したかということを含めて、どれだけ慎重にこれを精査したかという点をご披瀝願いたいと思います。

2つ目には、私は30年ほど議員をさせていただいておりますが、本年の施政方針、この幼保の、幼稚園と保育園の再編計画について、施政方針では一言で言えば、国の動向に呼応させながら今後の幼保のあり方について、さまざま協議検討するという事に相なっているわけです。これだけ重要な課題を施政方針なくして、いわゆる途中で意思を決定するというの、私は聞くのは初めてであります。加えまして、先ほど土屋 忍議員が言いました。一方では、平成16年から3歳児を就園させると、こういう新たなサービスを拡大する視点から施策をとったと。そうしますと、私もその親になれば、いわゆる今年3歳で入れた父母からすれば、半年でもうやめたと、これは怒ってしかるべきですよ。社会常識的なのです。この点について、教育長がその立場であるならば、私と同じ心境になると思います。この思いつきの政策について、教育委員会としての責任者である教育長は明確に答弁しなければいかん、こう思いますがいかがでしょう。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

教育長（高橋正史君） 私も、何年か前には教育委員会の学校教育課長というふうな立場にありまして、そのとき幼保一元化、いわゆる就学前の子供の保育というんですか、教育というものをどう考えるというような形の中で、また、教育長という立場でまたしたときにずっと続いていたわけですけれども、やはり幼保一元化というような形の方向は、私は間違えないというふうに思います。やっぱり地域の子は地域で、それからやはり親の云々というような形でなく、やっぱり就学前の子供は、同一の形で保育を教育されなければいけないというような形で、ただご存知のように、幼保一元化というような形で、土屋議員からも戸田の特区の問題も出てきました。私たちも幼保一元化の先進校というんですか、先進地域について何回も視察して、考え方としてはわかるけれども、なかなか縦割り行政の中で実際それをどう進めていくのかというのは非常に難しいなど。

それからもう一つは少子化の問題でして、それぞれの園というのは大変少ない中でしていくというような形の中で、幼保一元化を目指すんだけれども、やはり先ほど言った適正規模というんですか、1桁の中でやっているよさもあるけれども、やはり適正な規模の中でしていく園というものも必要ではないかというような形は、ずっと考え続けていたわけです。本年急にというより、やっぱりそういうふうな幼稚園再編というような形については、幼保一元化が進んでいく中でも、いろんな形の中から要望があったわけです。それで、本年その8月31日に中間報告書が出された中で、やはり適正規模とともに、やっぱり効率的な運用というような形でこの下田市の財政の状況から見れば、やはり幼稚園の再編というような形に

も取りかからなければいけないんだろうというふうに、私は私なりに解釈して、皆さんの説明に回っていると、こういうことです。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 明確な答弁をお願いします。

番外。

教育長（高橋正史君） 教育委員会のその経過のあれですけども、9月13日にいわゆるこの浜崎幼稚園と下田幼稚園の廃園についての提案がなされまして、それ以後、協議会、それから定例の委員会の中で討論してきました。やはり先ほど言ったその経過とか、若干急ではないだろうかというような形の中で、ぜひその地域なり保護者への説明を十分するようというような形の中で提案がなされましたし、ただ幼保一元化については、今までずっと委員会でも答弁してきましたし、その中での幼保一元化の中の幼稚園の再編というの、やはり考えざるを得ないんだろうなというふうな中でのご理解はいただいているというふうに思います。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時 0分休憩

午前11時11分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議第71号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

教育長（高橋正史君） 教育委員会の審議の経過と、それから私の考え方についてお答えいたします。

実際に8月31日の中間報告を受けまして、9月13日にそのいわゆる幼保一元化の中での幼稚園の再編、浜幼の件について方向性を説明させていただきました。その中で、実は以前もずっと幼保一元化と幼稚園の再編については、いろいろな形でご理解を願っていたわけですが、そして10月27日の定例会でいろいろな説明会、地区保護者の経過をお話ししました。11月12日に定例でなくて協議会を開きまして、すべてのいろんな形での説明会、そのほか資料を提

出させてもらいました。11月18日に、11月の定例委員会でこの採決をいただきました。その中では、幼保一元化というふうな形がなかなか進まない中で、幼稚園の再編も下田市の現状としてはそうせざるを得ないのかな、ただいわゆる先ほども言いました、ぜひその統合という形に向けてスムーズな統合を図るように努力をしてほしいというただし書きがつけました。

幼稚園の再編について教育長としてというような形の中ですけれども、先ほどから何回も言われていますけれども、いわゆる幼保一元化そのものはやっぱり目指さなければならないけれども、そこでの幼稚園の再編というような形については、特にやっぱり下田市の現状を今、私たちはやっぱり下田市というような中で、施政の基本方針の中でも無関係ではないというふうに思います。年頭で、市長もおっしゃられているやっぱり行財政改革、このことについて特に避けて通れないというような形の中で、幼稚園の場合にはその適正規模とともに効率的な運用というような形についても考えなければならないというような形で、中間報告の結論を私は理解しました。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 12番。

12番（大川敏雄君） 今、教育長から答弁をいただいて、11月18日にこの廃止の決議も教育委員会としてなされたと、こういうことを見ても、いささかやっぱり時間的な問題も含めまして、そして先ほども冒頭お話ししましたけれども、これらの一般質問にもありましたが、説明を十分その保護者にするとか、いろいろな手続がありますけれども、今回の廃止提案というのは、余りにも突然だと私はそう思います。そういう中で、逆に僕は市長にここで提案したい。私自身も、幼保のこの一元化、いわゆる幼稚園と保育所の再編計画については、当市の行政改革を含めまして大変重要な課題であると。したがって、過去の私の一般質問で何回もこれを提案し、基本的には、お子さんたちが非常に激減をしている。あるいは、今の保育所や幼稚園のこの環境は、必ずしも都市部と比較して教育環境がいい状態でないと、加えて大規模地震等を想定すると、やはり統合を含めて、これは相当精力的に対応しなければならんと、しかし大変な課題であることは事実です。

そこで、市長に私は今のこの施政方針の方向で進むべきだと、というのは、12月5日の朝日新聞を見ますと、国の動きとしては、厚生労働省、文部科学省両省のこの合同検討会議、ここでいわゆるこういう大体方向を決定しているわけです。一体化のその総合施設のあり方について、来年度というのですから平成17年度でしょう、全国30カ所でモデル事業を開始いたしますと。そして2006年、再来年から本格実施をするということで、これを見ますと、お

おむね国のこの幼保の再編計画について国の方針が決まる。これが、朝日新聞を見て明らか
なわけです。

そこで、下田市の今の動きとしては、過日 9月 28日に全協が開かれて中間報告の内容を当
局の方から議会議員は聞きました。しかし、この中間報告を見ましても、将来この下田全体
を幼保一元化の中で4園にしようと、この前の答申は6園でした。だから4園にしようと、
こういうことだけなのです。いわゆる前回にしても、本来はやっぱり時間的にもいつ、どう
いう財政規模で、どういう方針でやるかというのが明確にならないとまずいわけです。そこ
で、少なくとも国の動きから比較して、ぜひなるべく早く最終答申を受ける。そして、市長
はるる政策会議、その他を通じて、市長としてこの問題についての方針を明確にする。そし
て、この2期目に、その中で財政計画を踏まえて何ができるかということ、いつできるか
というものをやっぱり市民に披瀝をした上、そして関係者と十分協議する時間だってこれは
あるわけですが、そういう一括した中でこの廃園問題もとらえていくというのが、本来の市
長のとるべき姿ではなからうかと私は思います。その辺の取り組みが一番大事だと思います
が、いかがなものでしょう。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 先ほど、大川議員の方から市長の施政方針の中にこのようなものは謳
っていないんじゃないかということですが、今回の施政方針、いつものことござ
いますけれども、施政方針というのは、そんな細かくどこの何をどうするというようなこと
は謳いません。これはあくまで方針の中でございますけれども、やはり私が今回の施政方針
の中で述べておるのは第1に行財政改革、これはトップの方針としてやらなければならない
ことにつきましては、幼稚園、保育園の再編問題についても触れております。その中で、再
編に向けて先行可能なものを先行させながら改革への道筋を明らかにするために取り組みを
進めていくというのが、施政方針の中でしっかり述べられております。

そういう中で、今、大川議員がおっしゃったような先般の朝日新聞にそういう記事が出て
いたこの総合施設については、当然、今までの議会の中でも私は、こういう国の方針がもう
出始めているよと、ですから、幼保一元化の問題についても 2006年になれば、これは株式会
社がそういうことをどんどん運営していく時代になるよと、こういう方針が出ている。です
から、幼保一元化は我々が取り組んできたものも、かなり国の方針が少しずつ変わってきて
いるということは述べております。

そういうことを踏まえて、この幼稚園、それから保育園の再編問題には取り組んでまいり

ました。しかしながら、この行財政改革は、大変財政が厳しい中で取り組んですぐにはできるもの、できないものがあるかと思えます。でも、できる可能性があるその環境問題もよく考えながら、今回は私の方針として、この浜崎幼稚園、下田幼稚園統合という方向を出させていただいて、私も1度でございますけれども、父兄の方ともお話し合いをさせていただきました。この中では、私は、教育委員会が当然求めるであろう環境、あるいは子供たちの受ける適正規模、確かに少ない中で先生がいるということは、ご父兄の方からすれば一番理想的だと思います。例えば、2人、3人の子供たちを1人の先生が見ていく、これは大変すばらしいことだと思いますけれども、逆に幼稚園の定員規模からすれば、やはり35人に先生1人ぐらいの形の中で受けるということで、現実にはそんなたくさんの生徒がいるところはないわけでありましてけれども、やはり多くの子供たちと一緒に教育を受けるということも、また別な視点で見れば、子供たちにとってはいい環境ではなからうか、こういうことと今言った大変財政が厳しい中で、我々はトップとしてこの改革をスピードアップさせなければならない、こういう思いで今回の方針を一応出させてさせていただいているということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（佐々木嘉昭君） 12番。

12番（大川敏雄君） 私と市長とやっぱり取り組みの見解が違うわけです。私は、やっぱりこの廃園問題は、むしろ本体を極力早く方針を出して、そしてその中で対応をするというのが、私は適切なやはり市長として取り組むべき姿だと思います。そういう点で見解が違うということを訴えて終わります。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

14番。

14番（増田榮策君） 今の大川議員の質問は、最も私が言いたいところをずばりと申し上げているので、私としては、一般質問でもこの浜崎幼稚園の問題もやらせてもらいましたが、まだ十分と言えないので、その辺のところをもう一度お聞きします。

先ほどの教育長のご答弁を聞いておりますと、中間報告が9月30日に出て、既に決定を待たずして9月の広報には浜崎幼稚園の園児の募集を打ち切る、そういうような一つの方向を示しながら、後追いで父兄に説明をし、そして教育委員会に十分な審議を尽くされないまま報告程度で終わっていると。要するに意思決定より先に当局の考えの方がひとり歩きをしていると、こういうふうな流れの中では、決してこの浜崎幼稚園の廃園だけの問題では私はないと思うんです。要するに、行政上の手続としてそもそもこの問題があるのではないのか、

こういうふうには私はまず考えます。そこで、教育長のお考えをお聞きいたします。

次に、この浜崎幼稚園の教育委員会の考えとしては、この幼稚園そのもののこの規模が人数が少なくて適正化でないと、集団によって適正な教育が行われる。その環境ということを行っています。もう一つには耐震化、それを柱にして言っているんです。一般質問でもこの点を言いましたら、私はこの廃園問題は根底には行財政改革の一環として経費の削減があるのではないかと、こういうふうな質問をしたわけですが、市長の答弁からは、行財政改革を父兄に説明したよと、こういうふうなご答弁であったわけです。

しかしながら、この経費は廃園にしたところで、経費は一説によると、教諭の人件費を除いて600万程度しか経費削減にならないということがこの新聞に出っていますが、これは事実かどうか私はわかりません。ただ、新聞によると、そういうふう書いてあります。そうしますと、私は600万の経費で弱者を切り捨てて本当にいいのか、私は素朴な疑問としてこういうふうな気がするんです。下田市の全体の今の要するに財政の危機的状況の中から、200億を超えるこの起債、借金、そして税収がどんどん不足する中で、私はこの行財政改革を一日も早くやらなければいけないという1つの持論もありますが、600万程度でこの廃園というのは、余りにも短絡的ではないのか。総体的に下田市の財政状況を見ますと、ベイ・ステージ、五、六千万のこれは赤字になります。敷根温水プールもそうです。そして、振興公社、あらゆる施設でも採算が取れないような状況、そういったところに手をつけながら初めて、私はこういったものにも手をつけていくのではないのか、こういうふうと考えておりますけれども、財政面で一体、経費は幾らぐらいの削減ができるのか、この点についてお伺いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

教育長（高橋正史君） 非常に手続上の問題があるではないかというようなお話です。ある程度、やっぱりそれは認めざるを得ないというふうに思うわけですが、やはり8月31日に中間報告が出まして、いわゆる1年4月1日を目安に実施したいというような形の中で、どうこれから進めていくのかというような形の中で、新聞発表や何かがありましたけれども、私たちは、その時点からそれなりに本当に十分ながら説明会、そのほかいろんな形でのお話し合いをさせてもらったつもりです。

それから、適正規模だけではなくて効率的な運用というか、行財政改革が何にも理由ではないのかといたら、それは理由としては当然これはあるわけで、適正規模の上にやっぱり効率的な運用という市の方針の中の相重なって、こういうような方針を出さざるを得なかつ

たというふうに思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） 経費の関係でございますけれども、これは現在浜崎幼稚園につきましては、正規職員2名と臨時職員1名という構成になっております。ただ、私どもで現在試算した金額というのは、現実、浜崎幼稚園が廃園になりましたときに、正規職員についてはそのまま残ると、臨時職員の方が3名なくなると、そういう形の試算でございます。その人件費を含めまして、現時点で各施設の維持管理等の費用を含めまして 699万ほどというところで試算してございます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） 今の答弁を聞きまして、この経費の削減が700万にも満たない、こういうところの弱い部分から私は切るべきではないのではないか、こういうふうに思います。特に、浜崎幼稚園のこの環境というものは、ほかの幼稚園から比べて非常に捨てがたい場所であります。そして、通園も歩道もほぼ整備されておりまして、非常に交通の面から安全もほどほどに確保される。それから、自宅から迎える父兄等も安心して来られると、こういうふうな環境で、果たしてこの柿崎地区から下田に移った場合、実態はお年寄りとかそういう方が送り迎えに行っているんです。こういったところに、やはり非常に不安を感じるというところもあるわけでございます。ぜひ、そういったところも考慮されて、やはりこの浜崎幼稚園の廃園は、今までのこの平成13年までは幼保一元化で私はこれは進んでいたと思うんです。それで、白浜幼稚園が一番最初にやるというような、要するに報告書を議員に渡したことがありますね。今日は、ちょっと私持っていませんがそういうことがあります。

その中で、今の柿崎保育園というのが河川敷のちょっと上ぐらいいあって、位置的には水が乗るような、災害のときには心配があるのではないかと、こういう懸念も父兄から出ていることも確かです。今の環境を考えますと、保育園と要するに幼稚園が同一の建物の中でできるような仕組みを考えることはできないのかどうなのか、その辺を教育長にお願いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

教育長（高橋正史君） 幼保一元化、今の現状のままで建物の中に、例えば幼稚園が保育園、保育園が幼稚園というような形は非常に難しいのではないかと。そのためにやっぱり総合施設というような形が出てきたわけなんです。今実施のことについては、先ほど6年度というような形の中で、そのことについては下田市としても、その国の方針に従いながら、のつつ

を進めていきたいというふうには思います。浜崎幼稚園の環境そのものが、先ほどのを繰り返しますけれども、問題だということではなく、ただいろんな市の方針の大きな中で、やはり少子化の波の中で適正規模の幼稚園に統合するというような形のことも、幼保一元化を進めていく中で、ともにその再編というものも先行できるものはしていきたいというふうな形の中で出されたというふうに思います。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） そういった説明を、やはり父兄が安心して、この園児を送り出すようなところに十分説明されたかということが、やっぱり問題なんです。やはり今までの経過を見ると、後追いでこういうふう意思決定したから何とかお願いしますというような強引なことで、それを押しつけようとしていることに問題があるのではないのか、私はそういうふうにトータル的に考えます。幾らこの問題を一般質問やこの議会でやっても、教育長の意思と市長の意思は変わらないようでございますから、私の要望として、この浜崎幼稚園の廃園は少し延期されるように、ぜひ政策転換をしていただきますように提案して終わります。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） この浜崎幼稚園の廃園条例につきましては、まず、当局は速やかに撤退をする意思があるかと、そういう内容と責任を含んでいる条例であるということを申し上げたいと思うわけでございます。

さらに、今日の会議には浜崎幼稚園の父兄一同の皆さんも傍聴に来られている、こういう形になっているわけですので、市長及び教育長の責任は重大であると思うわけです。なぜ取り下げなければならないのかということは、第1点、まさにこれが条例違反であるからであります。さきの議会の総務文教常任委員長長の報告に対して質問をしました。公の施設として、浜崎幼稚園は現にあるわけですから、募集をしますと、なぜこの9月の下田広報に浜崎幼稚園の募集が欠落しているのか、こういう質問をしたところが、委員長からの答弁は、後ほど募集をしますと、こういう答弁でありましたが、今日に至るまで募集がされていない。これは、公の施設というのは、当局が勝手に募集したりしなかったりすることができるものではない、ご存知だと思っております。市民にこういうサービスをする施設ですよと表明をしているわけでございます。その条例に従って、当局は運営をしてこなかったということが第1点、条例違反の内容であります。したがって、昨年度、3歳児の子供を初めてとると、こういうことの中から言えば、浜崎幼稚園のサイクルは3年をもって回っていると、こういうぐあい

に卒業して、地域の小学校に入学していく、こういうことになっているわけでございます。教育長にも申し上げました、廃止のような条例を出せば、これは大変な事態になる。首をかけてその責任をもって、その責任が問われることとなりますよ、前もってご忠告申し上げてあるところでございます。

ここは、内容的に見て廃止に至るとしても、その手続が問題であります。9月時点で説明をして、教育委員会としては11月に決定をしたということでございますが、当然、募集をして3月まで見て、この経過措置というものをこの条例の中に謳わなければならない。採用した子供をその年度でやめてしまって、現在も5歳児、4歳児がいるような状態の子供たちをこの施設から放置して下田幼稚園に行け、このような措置を条例は許しているわけではありませぬし、父兄の皆さんや住民の皆さんも、それで納得するというようなことはないわけでございます。何回かの説明を地域でしたとは申ししていますが、現に浜崎幼稚園の廃止に関する陳情書が届けられていると思うわけでございます。説明はしても納得をいただいていない、こういう状態で強行をするというような姿勢は、議会としても当然許してはいけなないと、こういうことになろうと思うわけでございます。当局が撤回をしなければ、これは議会が否決するしかない、こういう内容を含んでいる大変問題のある条例だと思うわけですが、当局はそこら辺の不備をどのように考えているのか、1点ご質問いたします。

次に、このまさに当局の方針は迷走している、このように言っているわけでございます。増田議員も言われましたように、平成17年3月をもって、市長は白浜地区に幼保園をつくる。白浜の幼稚園と保育園を一つの施設として新築して新たな試みをするんだと、そのために幼稚園と保育園の先生方の人事交流も進めるんだと、このように言ってきたわけでございます。新たな13年度のこの市の行財政委員会と申しますか、幼稚園と保育園を統合しようという当局案が8月31日に出されたと言っておりますが、まさにこれは職員13人が、こういう方向を出したらどうかという提案をしたもので、しかも中間報告であります。全員協議会にかけられたとはいえ、議会で議論をされたり、あるいは市民を含めた大川議員の提案もありますけれども、幼稚園、保育園の幼保の問題をどうしていくかというようなきっちりした協議会を持って、市民も含めて方向を定めるという結果、出てきたものでないことは明らかであります。

なぜならこの内容を見ますと、白浜浜崎地区は白浜幼稚園、白浜保育所、柿崎保育所、須崎保育所、そして浜崎幼稚園、この5園を1園の幼保園にしようという計画になっているわけですが、方向性がいいにしても、これらをどういう問題があるのか、現実的にどうしていっ

たらこういうことになるのかという議論を抜きに、ただ子供の数が少なくなっているから浜崎幼稚園を廃園にするんだと、このような方向というのは全く許されないと思うわけでございます。法はそんなことは許していないと、条例は許していないと、それぞれの手続や措置をとって、そうするにしても経過を踏んで実施していかなければならない内容であると思うわけでございます。それで、具体的になぜ募集がされなかったのか、条例違反だという自覚を持っているのかどうなのか、この点をまず確認をさせていただきたいと思うわけでございます。

さらに、幼保一元化ということになれば、その地域の子供は地域で育てる、こういう目標を掲げてきたわけでございます。浜崎地区の子供が、下田幼稚園に行って、どうして地域の子供たちは地域で育てるといふ、この掲げた理想が追求できるのか。全くつじつまが合わなくなっているのではないかと思うわけです。幼稚園、保育園の子供は、それぞれの地域の浜崎小学校に入学していく、こういう経過を踏むわけですから、当然、地域で育てるといふことになれば、柿崎保育所あるいは須崎保育所、幼稚園の保育園化、保育園の幼稚園化というようなものがきちりそこで議論をされて、浜崎地区の子供は 浜崎小学校に入学する、そういうような方向がどうあるかを検討されていくべきではないかと思えます。それらの検討も全くなしに、ただ財政的に浜崎幼稚園をやめることによって財政を浮かせるんだと、こういうことでこの議論が進められてきた。しかも進めてきた市長の責任とそれを諾々として受け入れてきた教育長、教育委員会の責任といふのは問われなければならない、私はこのように思うわけでございます。ぜひともそういう意味では撤回をしていただきたい、しかも中間報告だというような、そんなあいまいな報告をもとにして、この大事な公の施設であります幼稚園を廃止するといふようなことが進められていけないことは、だれの目にも明らかだろうと思うわけです。ぜひともそういう観点に教育長、市長が立ち返っていただきたい。要望もあわせて質問をさせていただきます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） まず、募集の関係でございますけれども、前回の議会等でも議論になった段階でございますけれども、これにつきましては、ご存知のようにこの中間報告が出まして、一応教育委員会といたしまして、こういう方向で進むということがございました。その後、募集については11月からでございますけれども、その10月の段階の中で、要は広報に載せるために、やはりその時期的な問題がございました。こうした中で、私どもの方向性といたしまして、今回この12月議会の中に、浜崎幼稚園の廃園というものを上程する

という一つの案がございました。これは、当然 12月の議会で決定を受けた後でなければ、実際問題、募集の関係については触れられないという部分がございます、それまで一応私どもの方は、保留するという姿勢でございました。そういうことで、今回、ほかの園の募集時期に合わせたものは載せなかったと、こういう流れが1点ございます。

それで、先ほど設置条例があるのかかわらず募集をかけないのは条例違反ではないか、こういうご指摘でございますけれども、この点につきましては、私どもの方も、県の市町村行政室等にもご照会をさせていただきました。こういう幼稚園募集をしないことが条例に抵触するかと、こういう内容でございますけれども、これは結論からいえば、条例違反ではないというご回答をいただいております。この募集をしないことは議決事件ではないということと、設置と運営とは別個と考えてよいということで、これは念を押して県教育委員会の方でも法には抵触していないと、こういう解釈をいただいております。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

教育長（高橋正史君） 一貫性がないではないかというようなお話の中で、確かに平成 13年度の報告では、いわゆるまず白浜からというような話がありました。ただ非常に少子化の問題、それから市の財政の問題、国全体の問題、それから幼保一元化の国の動向というような形は年々変わっています。そういうふうな形の中で、平成 16年度の年度初めに、いわゆる幼保一元化推進委員会というふうな形の中で、市がいろいろ今情勢も変わったと思うけれども、先ほども言ったように、平成 9年から幼保の問題は検討してきたわけです。ずっと議会、それから庁内でも、教育委員会も検討してきたわけですが、そういう中で再度、現時点での幼保一元化、また幼稚園、保育園の編成についてどうしたらいいのかというような形を委員会が組み直して報告書を受けたわけです。だから、急にこれが半年でつくったとかそういうことでなくて、平成 9年からの経過を受けた上で中間報告がなされたというふうに報告されております。

それから、幼保一元化そのものを否定するわけではなくて、今の国の動向を見ながら市も、ただ、幼保一元化を進めていく中で、一切保育園なり幼稚園の再編は手をつけないということは許されないではないかと、そういうような形の中で、この案が出てきたというふうに解釈します。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） 何か教育長は誤解しているようでございますけれども、再編に手をつ

けるなというような話をしているわけではないわけです。少子化の中で、どうこの幼保の問題を、幼児教育の問題を下田の地域に合った体制にするかというのは、大変大事な問題だと多くの議員が指摘しますように、私もそう考えているわけでございます。この大事な問題を安易に取り扱っている、しかも、それが条例違反の可能性が十分ある。条例違反でないとは言っていますけれども、ほかの浜崎幼稚園を除いた幼稚園については、既に募集をかけているにもかかわらず、それをかけていない。しかも、委員長の答弁では、やがて募集しますよと、後ほど募集します、こういう答弁を総務文教常任委員長みずからしているのに、そういう内容の募集をした形跡があるのかないか、していないんじゃないかと思うわけです。議会にうそをついている、市民にうそをついているという教育委員会の運営とその責任が問われなくていいなどということにはならないと思うわけです。運営上許されるということであれば、それはほかの面も同じようにその時期に募集をかけていないというなら、当局の運営だということになるでしょう。それは、廃止を前提にある一園だけ募集をしないなどということが条例上、法的に許されるはずがないでしょう。職員として、そんなことがわかりませんか。当然のことを、どうなんでしょう。それでもなお、それは条例違反でない、あるいは募集をしなかったその責任をどうとろうとしているのか、その点いかがでしょう。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

教育長（高橋正史君） 募集の件については、いわゆる広報には載せませんでしたけれども、その翌月ではいわゆる、委員会の中ではそういう形だと思えますけれども、経過を必ず載せなさいというような形の中で、12月の正式決定までには、12月の議会で正式に決まりますので、差し控えさせていただきますというような形を載せてもらいました。

それから、その募集というような形の中を、私たちはそこでの9月から10月、11月の保護者なり地区の説明会の中で、いわゆる募集というのですか、その浜崎幼稚園のあり方について十分説明したつもりです。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） 確かに、前回の議会の委員会の中で、その募集にかけないことについての是非ということで、これは協議がございました。その中で、私どもは委員会の中ではご説明させていただきましたんですが、この何も載せないことについてはどうなのかというような内容だったと記憶しております。これにつきましては、再度そういう事情等を含めて市民にもPRするというのでしょうか、状況をわかっているために、議会の広報紙の中で一応事情等を説明させていただきますと、こういうことで回答しておると思います。

ですから、私どもといたしましては、これは当然、来園児のお母さん方につきましては、募集をかけるというかその広報に出る前に、そういう状況で、当然、この廃園についてのご説明を申し上げていますし、そういうことで理解いただくと。地域の方については、これも各地区を回った中で、その各参加いただいた方たちにはこういう状況ということもご説明をさせていただいている、こういう状況でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） 説明をしたかということを知っているわけではないんです。条例違反ではないかということを知っているんです。その答弁がない、もう結構ですけども、答弁する意思がないというぐあいにみなしますけれども、住民にどう説明したかということではないんです。条例違反ではないかと知っているんです。

〔「ないと言っています」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ちょっと待ってください。1番、どうぞ。

1番（沢登英信君） それから、募集をしなかったということについて、募集しないことの説明をしたという答弁をしたわけでしょう、違うんですか。だから、そういう答弁を求めているのではないということを知っているんです。募集したのかしなかったのか、しなかったんでしょう。しないという説明をしたというだけのことでしょう。あなた方には募集する義務があるんでしょう。条例というのはどういうことなのかという理解を、公の施設とはどういうものなのかということの基本的な理解がなくてはいけないと思うわけです。それは、市民にこういうサービスをしますよ、浜崎幼稚園を開園しますよということを知っているわけなんです。そういうサービスを提供するというのを、それが条例なんです。

それから、ある意味では当局の手を縛るんです。当局は、そういうサービスをしなければならぬんです。そのサービスを提出するときには、条例の改廃をしてやめますという手続をとらなければならないから今回出している。そういうことになるわけです。これが、条例が改廃されて初めてそういうことができるわけです。しかも、当然これらの経過の中から言えば、3年をサイクル、最低1年先を見込んだ条例というのは、経過措置なくして年度の途中で廃止をしてしまうなんて、そんなことができるはずがないでしょう、やっていいはずがないでしょう。そういうことを知っているんです。条例審査委員会等々もありますし、職員の方々は、その条例をつくることにプロとして取り組んできていると思うわけです。そういう条例をつくっていけないということは、百も承知だと思っただけです。それをあえてなぜ実施しているのか、その責任は重大だ、こういうぐあいに知っているわけでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

学校教育課長（森 廣幸君） 条例違反かという先ほどの問いにつきましては、先ほどご説明申し上げましたように、県のそういうところの専門家の方に問い合わせをいたしまして、違法ではないとこういうご回答をいただいております。また、そして募集をかけないことがどうなのかと、要は条例改正前にはかけないことはどうなのかというご指摘でございますけれども、当然、これらにつきましては、例えば、新設の要は園等の建設等におきまして、募集をまだできない、設置条例ができない中で募集をかけるというような行為も、これは中にあるかと思えます。今回、12月の中でそういう廃止案を上程するに当たって、募集をかけて、それが12月の方でこれが廃止ということになりますと、父兄の方に逆にご迷惑をおかけすると、こういうことがございまして、12月の結論を待った中で、もしこれがだめなようであれば、また募集をかけるということも当然、事務局としてしなければなりませんけれども、そういう状況の中で募集がかけられなかったと、こういう状況でございます。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 私は、これまでも一般質問の中で幼稚園の統合を訴えてきたものであります。それは、子供は遊びの中で育つと言います。子供たちが、集団教育の中で2人なり3人、あるいは4人、5人といったグループをつくり、そのグループの中で遊ぶだけではなく、そのグループが複数あれば、そのグループに出たり入ったりをし、またグループに入らず1人で遊んでいたりと、集団の中で子供たちは社会性を身につけていくわけであります。そのためには、子供集団は7つから8つぐらいあるのが適当で望ましいというようなことが言われております。これが2人、3人だけで目は届くかもしれないけれども、子供の社会性あるいは社会の中で生きていく子供のたくましさを身につけさせていくためには、やはり幾つかの小さな子供集団ができる。そういった集団の中でこそ、子供たちは本当に強くたくましく育っていくものであります。

したがって、幼稚園にしる保育園にしる、ある規模を持った中で育てることが望ましいわけであります。その意味で、私は白浜、稲生沢、浜崎幼稚園については、子供たちを育てていく規模としては余りにも小さい、同じ下田に住む子供たちが、片方では社会性を身につけ、ある意味、子供の社会というものは大変残酷なものでありますが、そうした中で育ち、片方はまるで温室の中で育て上げていくようなやり方をして、いずれにしても社会に出て上に行けば、社会の中に飛び込まざるを得ない、そうであるならば、やはり規模と いうものを

必要とする。したがって、幼稚園統合を進めてほしいという質問を行ったわけでありませぬ。そのときの市長の答弁は、幼稚園の統合もまた検討していくというものでありませぬ。

しかるに、この4月、幼稚園が3歳児を新たに募集するという、幼稚園統合に向かつては、まさに逆ハンドルをこの4月に切ったわけでありませぬ。私は、大変な怒りを抑え切れなかつたんです。そして、また今、幼稚園統合に向かつて、さらにまた逆ハンドルを切って統合を進めていくと、一体、市の本旨はどこにあるのか。この迷走した市の方針が現在の混乱を生んでいるものだと思います。私は、幼保一元化も必要だと思います。地域に住む子供が、厚生労働省と文部科学省の所管によって別々な教育を受ける、あるいは保育を受ける、おかしな話ではありませんか。地域に住む子供は、同じ教育を受け、同じ保育を受けるべきだろう、それが適当であらうと思います。

したがいまして、幼保一元化は進めるべきではありませぬが、しかしながら、現在はまだ所管庁が違い、統合の道筋はいまだ明らかになつていない。下田市も、平成9年から7年の議論を経て、まだ一步も進んでいないような状態でありませぬ。したがいまして、幼保一元化を目指しつつも、やはり幼稚園の統合は、今余りにも小さな規模で社会性を育てていくという、子供たちを育てるという観点からいけば、不十分な幼稚園の実態を解消するべきであらう。そして、そういう規模で言えば、浜崎幼稚園ばかりでなく白浜幼稚園、稲生沢幼稚園についても、適正な規模とは言いがたいのでありませぬ。いずれ白浜幼稚園、稲生沢幼稚園も統合しなければならぬと思うのでありませぬが、その点については全く触れられていない。このことがまた不信を呼ぶわけでありませぬ。浜崎幼稚園を廃園にし、下田幼稚園に統合するという方針は、同じ理由をもって白浜幼稚園、稲生沢幼稚園の統廃合もまたその議論の中に入れなければならぬ。その議論が行われていないということは、また切羽詰った中で突然の提案につながるのではないかとあります。したがいまして、市は、浜崎幼稚園が思いつきでなく将来へ向けたものであるならば、浜崎にとどまることなく白浜、稲生沢両幼稚園を今後どうしていくのかという方針もまた提出する責任があるのではないかとあります。その点についてお尋ねします。

先ほど、大川議員が12月5日の朝日新聞のことを言っておりましたが、私もこの新聞記事を読ませていただきました。ここでは、来年度にまず、全国から30カ所ぐらいのモデル事業として幼保一元化のところをやるというふうを書いてあります。また、下田市も、平成9年から足かけ7年の幼保一元化の議論をやってきて、ここで幼稚園統合にも足を踏み出したのでありませぬ。積極的にこの幼保一元化のモデル事業に応募をして、あるべき姿に取り組む必

要があると思うんですが、その点についてはどうお考えなのかをお聞きます。

それから、幼稚園の統合に向かった1つの理由としては、幼稚園と保育園に入る入所者の数のギャップの問題であります。今、下田では園児のほとんどが保育園に行き、幼稚園には残念ながら少数の園児しか行っておりません。例えば、浜崎幼稚園は16年度12名ですが、須崎保育所37名、柿崎保育所48名、これにはいろんな理由があると思いますが、1つには、幼稚園が幼児教育は4時間以内ということで2時に帰す。保育園の方は、5時まで長い保育をするという、このことが1つの大きな理由になる。したがって、将来の幼稚園を考えるならば、幼児教育は4時間にしても、その後、預かり保育を無条件で、幼稚園も5時ないし6時まで預かりますと、こういう姿勢を示すことが何より大事なのではないかと思います。その点、いかがお考えかお尋ねします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

教育長（高橋正史君） 幼稚園の再編については、白浜、稲生沢についてどう考えるのかというような形ですけれども、やはり今言ったような形の時にもしゃべったように、幼保一元化の推進の中で、幼稚園の再編ということの中で、まず本年としては、その浜崎幼稚園という形を提案したという形、当然、白浜とか稲生沢についてのまた再編についても、今後中間報告ですので、本年度中には恐らく出るかというふうに思いますけれども、また検討していかねばいけないことだろうというふうに思います。

それから、モデル事業にぜひ立候補というような形で、これは既存の施設というより新しくつくる施設というような形が中心になるというふうに思います。非常に財政的な問題もありますので、また検討していきたいというふうに思います。

それから、確かに幼稚園と保育園と言ったら、圧倒的に保育園が多いというような形の中で、ただ本来なら統合というのはできない形の中で、共稼ぎというような形の中ですけれども、なかなか家庭のニーズの問題として、どうしてもやっぱり2時、それから夏休み、冬休みが長いというような形の中で、どうしても幼稚園の方が少なくなっていくというふうに思いますけれども、ただ幼稚園そのものは、保育でなくて教育というような形の中で、いろいろな検証を重ねてどう子供たちを育てていくのかというような形ですので、その辺のやっぱりまだ幼保一元化が進まない中での幼稚園というふうな形の独自のねらいというものもあるもので、そのまま全く一緒だとか、こっちが同じ中でただ行っているという形では、私はないと思います。ただ、幼稚園も預かり保育とかいろいろな形の案も出ています。ぜひ、そういうような形の中で、幼稚園の中身の問題というようなことや預かり保育のことについての

努力もしているようです。まだ見守りたいというふうに思います。

議長（佐々木嘉昭君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 幼稚園の預かり保育については、ぜひ進めていてもらいたい。これをしなければ、やはり幼稚園の一元化についても見えてはこないのではないかと思います。それから、モデル事業についてはまだ詳細は出てきていませんが、それに伴う補助金もついてくる可能性があるわけであります。もしそうであれば、今、幼保一元化あるいは幼稚園統合に向けては、施設の老朽化が大きな問題になっているわけです。白浜保育所が築後 43年、白浜幼稚園は築後 24年、柿崎保育所は築後 35年、浜崎幼稚園は築後 26年、いずれも老朽化が大きく進んでいるわけです。これが手がつけられない。しかし、場合によってはモデル事業に応募することによって建設ができるかもしれない。そういうことも含めて、ぜひ積極的にこれに取り組む、あるいは検討していただきたい。それをお願いして終わります。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

15番。

15番（土屋誠司君） 多くの議員から質問して、大体そのとおりだと思いますけれども、1点だけ伺います。

というのは、今まで幼児教育が、ですから保育園とは違うという方針で、幼稚園は違うということずっと打ち出してきました、それで幼保一元化ということでそういう話し合いはされていますけれども、今回、これが上程される前に、教育委員会がこの幼児教育はどうあるべきかとかそういうことが載っているかと思って議事録をとって見たんですけれども、幼児教育のことは何にも載っていないんです。それで、突然この6月の委員会において、当局から統合は避けられないとか、そういう方向になっているということがあって、その後何にも、先ほど教育長は9月13日に説明したと、それは正式の委員会でないから載っていないのだからいけないけれども、いわゆる下田市の幼児教育はどうするかというか、それが何にもなく、ただ当局の行革、それは必要だと思うんですけれども、それが何にもなくて教育委員会としたらどうしたらいいのかというのが何にもやっていないのですよ。これは、世間で言われているように、これでは当局の言いなりで、教育委員会というのは独立機関ですよ、それが、最近の教育委員会はどこでもというか、やっているところはやっていると思うんですけれども、形骸化しているからということが言われていますよね。まさに下田は最たるものだと思うんですけれども、形だけ当局から言われて、はいそうですかというか、いわゆる学校なんか周りの市町村よりは劣っているというのがわかっていて、当局には言えない。

そのような教育委員会は独自の機関ですから、その必要なものは当局と対等に話し合うべきです。当局がこうだからと言っても、幼児教育はこうだ。まして教育というのは、子供たちを育てるといえるのは一番の市の財産です。この前、市長にもお話ししましたけれども、明治大学教授の齋藤 孝先生の話にも、多くのやっているところは固定資産税の6割ぐらいは教育にかけるとか常識というか、そうあるべきだという、下田は最後の方でものすごく低いんです。ですから、子供たちが育たないというか、教育委員会がもっと独自性を発揮してほしいと思うんですけれども、そのやってきたことについてちょっと伺います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

教育長（高橋正史君） 教育委員会の方は、2名がいわゆる学校現場を経験している人です。それから、そのほかいろいろな形で幼児教育というか、子供というものに関しての関心は非常に高いわけで、特に教育相談員として、いわゆる幼稚園というか保育園というか、それから就学前の一、二歳の形の就学指導委員会という形でなかなか学校へ行けない子をどうするというような形の経験者もありますし、地元の自分のお孫さんとか周りの方のいわゆる子供をどうしていくというような形の中での関心は大変強いわけで、そういうような意味で、議題にはありませんけれども、最後にある教育懇談という形で私が提案して、いろんな市内の教育問題というか、そのほかの問題をなされていく中では、やっぱり幼稚園と保育園の問題については、いろんな形で話し合ってきたつもりです。

ただ、浜崎幼稚園をどうするかというふうな形でなく、幼児教育はどうするというのは、先ほどおっしゃられたように、幼保一元化というのは本当に前から論じている中で、教育委員会としてもたびたびお話をしていく中で、本日、急に出たという形の中で、9月 13日からの実際には幼稚園の再編というお話をしましたけれどもその前から、だからそういうような形の中の一つの到達点として、実際の討論としては9月からスタートしたということです。

議長（佐々木嘉昭君） 15番。

15番（土屋誠司君） そこでスタートではなくて、幼児教育は大事だということが教育委員会はずっと言ってきたんです。当局から行革の上で、ここの浜崎は統廃合しなければならないというか、そう出てくるということが、なぜこれを突っ張れないというか、できないのかということです。教育委員会の独自性があるわけです。学校は、今までの予算が学校へ行くけれども、キャップ額をある程度外してやっているというけれども、実際に中身はみんな維持修繕費でしょう。周りの町村に追いつくことはやっていないでしょう。そういうことを当局と対等に話し合うというか、そういう力になってほしいんです。ですから、当局から言

われたからこの統廃合というか、こうではなくて下田市の幼児教育はどうあるかというのを、もう少し教育委員会でやってほしいと思うんです。それで、協議会でやっているというか、そういう内容をぜひ委員会までに出してください。どうやってきたというか、それがなかったらできないでしょう、こんな、ただ当局に言われて統廃合というか、それを要望します。

議長（佐々木嘉昭君） 要望でよろしいですね。

15番（土屋誠司君） いいです。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

13番。

13番（大黒孝行君） もう議論は尽きたやにも思いますが、私も一般質問で少子化対策等に絡んで質問したこともございます。少子化対策を考えるときに、どうしても若年層の雇用の場、そしてその保護者たちの多様なニーズに応えるのも、子育て支援の体制、対策が必要であると、先だっの一般質問で申し上げたものでございます。そうしたところで、必要と思われる選択肢の一つ、しかも大きな選択肢が1つ奪われるということは、大変子育ての見地から見ましても、少子化の辺から見ましても遺憾に思うものでございます。

これは要望として申し上げておきますが、基本的な子育てに関する少子化対策も含めたそういうものの検討を常々していただいて、子供たちには目配り、気配りを十分していただく、それをまた重ねて要望して終わります。

質問ではないです、結構です。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第7号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで午後1時20分まで休憩いたします。

午後 0時15分休憩

午後 1時20分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第72号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第72号 下田市公の施設における指定管理者

の指定の手續等に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（高橋久和君） それでは、議第 72号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例についてのご説明を申し上げます。

なお、議案の説明に入ります前に、今回の条例制定の理由と概要について簡単にご説明をさせていただきますと思います。

既にご存知のとおり、公の施設というのは、公共の利益のために多数の住民に対しまして平等に役務を提供することを目的として設置されているものであり、適正な管理を確保することが必要でございます。そのために公の施設の管理委託につきましては、従来は受託団体の公共性に着目して、財産区や土地改良区などの公共団体、社会福祉協議会、農協、漁協、商工会議所などの公共的団体、振興公社などの政令で定める出資法人に委託先が限定されておりました。

しかし、近年では公共的団体以外の民間団体におきましても、体育施設、集会スペース、美術館、福祉施設などにおいて十分なサービス提供能力が認められる事業者が増加しており、また、一方で住民ニーズも多様化する中、公共施設の管理をより効果的、効率的に対応するため、民間事業者の有するノウハウを活用することが有効であると考えられるようになりました。このようなため平成 15年 9月の地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、公の施設の管理を地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限って委託できるとした従来の管理委託制度が廃止され、これらの団体に加えて、幅広く民間事業者を含んだ地方公共団体が指定するもの、以下、指定管理者といたしますが、管理を代行する指定管理者制度が創設されました。この改正により、公の施設は指定管理者制度を導入か、または直営で管理することになります。改正施行時に管理委託制度をとっている施設にあっては、指定管理者制度を導入する場合であっても直営にする場合であっても、遅くとも平成 18年 9月までに必要な手續を完了しなくてはなりません。

なお、新設の施設では、供用開始の時点から指定管理者制度か直営かのどちらかで管理することになります。このような地方自治法の改正に伴いまして、下田市の公の施設につきましても、市が直営で管理するのか、指定管理者制度を導入するのかを明確にすることが必要になります。そのため今後、その作業を進めることとなりますが、公の施設の中で指定管理者制度を導入することになった場合、個々の施設管理条例でその手續等を加えて条例を改正

する方法もございますが、全施設に共通する指定管理者の導入の手續について、一つの通則的条例として基本的な事項を定めることがよい判断ではということで、今回、下田市公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例を提案するものでございます。

それでは、条例改正関係と説明資料により、条文に基づきまして説明をさせていただきたいと思っておりますので、説明資料をごらんいただきたいと思います。

11ページでございます。まず、第1条は趣旨規定でございますして、先にもご説明いたしましたように、地方自治法の規定に基づきまして、指定管理者の指定手續等に関しまして、地方自治法及び市の施設の設置条例に定める規定以外は、本条例において定めるものでございます。

第2条は、公募の規定であり、市長等が指定管理者を募集する場合は、公募によることとし、あわせてその際に明示すべき事項について、第1号から第10号で定めたものでございます。これらにつきましては、個々の施設の設置目的等によって内容は異なると思いますが、明示すべき共通的な事項につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

なお、指定管理者として指定を受けることができるものは、地方自治法第24条の2第3項の規定で、法人その他の団体であり、個人は指定されません。

第3条は、指定の申請の規定であり、指定管理者の指定を受けようとする団体等の申請に対しての書類について定めたものでございます。

1号から5号までの書類の内容は、説明欄に記載のとおりでございますが、具体的内容等につきましては、別に規則にて定めることといたしました。

第4条は、選定方法及び選定基準の規定であり、指定管理者の候補者を選出する場合の一般的基準を定めたものであり、施設ごとにその機能、性質等を勘案し、施設ごとに具体的な選定基準、審査項目を定めることとなります。施設の運営上、住民の平等な利用が確保され、施設の設置目的が効果的に達成され、あわせて経費の節減が図られることや、管理に必要な資機材や有資格者等の保有を規定し、その基準により選定をする内容でございます。

なお、指定管理者の選定に当たりましては、選定委員会設置要綱を定める予定でございます。

第5条は、公募によらない指定管理者の候補者の選定等の規定であり、ある公の施設を管理するための指定管理者制度を導入することにしたけれども、第2条の規定の公募によらないで指定管理者を設定する場合の定めでございます。

第1項は、施設の性格等を考慮して、公募することが適切でない と認めた場合や、申請期

間内に申請がなかった場合等のやむを得ない理由がある場合は、市長等が第4条に定める選定基準により、指定管理者の候補者を選定することができる旨を指定したものでございます。

第2項は、第1項の規定により選定された指定管理者の候補者について、市長に対し第3条に定める申請書の提出義務を規定したものでございます。

第3項は、第1項及び第2項の規定により、指定管理者を選定するときでも、第4条に定める選定基準によるべき旨を規定したものでございます。

第6条は、選定結果の通知の規定であり、指定管理者の候補者を選定した場合には、すべての申請者に対し、その選定結果について通知する旨を規定したものでございます。

第7条は、指定管理者の指定の規定であり、指定管理者を指定する場合は地方自治法第24条の2第6項の規定により、議会の議決を得ることが必要であり、規定した場合には、その旨を告示すべき点について規定したものでございます。指定に当たっての議決すべき事項は、施設等の名称、指定管理者となる団体等の名称、指定の期間等でございます。

第8条は、協定の締結の規定でございます。

第1項は、協定締結の必要性と協定において定めるべき事項について規定したものでございます。

第2項は、協定で定める標準的事項を規定したものであり、規定期間に関する事項、事業計画に関する事項、利用料金に関する事項、事業報告及び業務報告に関する事項、市が支払うべき管理費用に関する事項、指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項、保有する個人情報の保護に関する事項など、具体的詳細なことは指定管理に関する協定として規定すべきとする規定でございます。指定管理者を指定した後、指定管理者となった団体等との間で施設管理について協定を締結することになり、この協定は市長等と指定管理者の役割分担を明確にし、施設の適正な管理を確保していく上で重要なよりどころになるものと思います。

第9条は、事業報告の作成及び提出の規定であり、指定管理者に対し法第24条の2第7項の規定により、事業報告の提出を義務づけるものであり、また年度の途中で指定を取り消された場合も同様に、事業報告の提出を義務づけるものでございます。

事業報告の内容としては、第1号から第5号までの内容を網羅し、施設管理が適正であったかの判断が可能な詳細な内容について請求するものでございます。

第10条は、業務報告の聴取等の規定であり、市長等が施設の管理の適正を期するため、年度の途中においても定期または必要において臨時に指定管理者に対し報告を求め、あるいは実地に調査をし、これらの情報に基づいて必要な指示を出すことができる旨を規定したもので

でございます。これは、法第 24 条の 2 第 1 項に基づく市長等の権限で、具体的に想定されるケースとしては、下記のアからエ等と思われます。

第 1 条は、指定の取り消し等の規定であり、地方自治法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定の取り消し及び業務の停止についての定めであり、市長等は前条で定める指示権を行使したにもかかわらず、指定管理者がその指示に従わない場合等においては、施設の適正な管理を確保することが困難になりますので、このような場合には指定の取り消しまたは業務の全部もしくは一部の停止という措置をとることができるものとするものであります。

第 2 項は、指定の取り消し等の場合においても、その結果を告示する旨を規定したものでございます。

第 12 条は、原状回復義務の規定であり、指定管理者が管理業務を終了する場合等において、原則として施設を原状に戻すべき義務がある旨を規定するものでございます。これは、施設の機能、性質を一定レベルに確保すべき市長等の責務を担保するための規定でございます。

第 13 条は、3、損害賠償義務の規定であり、指定管理者が故意に、また過失により施設または設備を破損した場合等の損害賠償義務について定めたものでございます。

第 14 条は、個人情報の取り扱いについての規定であり、個人情報の取り扱いにつきまして、個人情報の漏洩等がプライバシーの権利を侵す重大な原因になること等を考慮して、指定管理者に個人情報保護条例の保護のための所要の措置をとることを義務づけ、あわせて従事者にも一定の義務を課す旨を定めるものであります。

なお、本条の附則におきまして、下田市個人情報保護条例を一部改正し、同条例の実施期間、これは個人情報の保護と同条に基づく実施機関に指定管理者を加えることによりまして、個人情報のより一層の保護をするものでございます。

第 15 条は、委任の規定であり、この条例に関して必要事項についての委任規定でございます。

恐れ入りますが、条例の本文に戻っていただきまして、本文の 26 ページの附則でございますが、附則第 1 項は、施行期日についてこの条例の施行期日を公布の日とするものの規定でございます。

附則第 2 項につきましては、今回の下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定に伴いまして、下田市個人情報保護条例の一部改正が必要になったため、改正するものでございます。

改正の内容は、条例改正関係と説明資料によりさせていただきますので、資料の 21 ページ、

22ページ目をお開き願いたいと思います。

左側が改正で右側が改正後で、アンダーラインを引いてあるところが改正する部分でございますが、まず第 23条関係でございますが、これまでの事務の受託に加えまして、指定管理者に対しても個人情報の保護を図るため、適正な 管理について必要な措置を講ずる必要が出ましたので、それを加えまして、見出しも事務の委託を委託または協定に伴う措置に改正するものでございます。

24条は、受託者の責務の規定であり、この改正も指定管理者制度の導入に伴いまして、指定管理者の責務についてつけ加えたものであります。見出しにつきましても、受託者の責務を受託者等の責務に改正するものでございます。

以上、雑駁でございますけれども、議第 72号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

14番。

14番（増田榮策君） 若干、ちょっとわからないところがあるものですからお聞きいたします。

この下田市の公の施設に対する指定管理者の指定の手續に関する条例でございますが、いろいろ条例の文面を読みますと、ちょっとまだわからない点がありますが、まず第 2 条の指定管理者になろうとする法人、その他とありますが、その他とはどのような団体を指すのか、これをまず第 1 点、教えていただきたいと思います。

次に、第 4 条の選定基準に照らして施設の管理を行う最も適当と認める団体、指定管理者の候補としての選定をするもの、こういうことがあるんですが、要するに、この条例ですと、市長は行政にかわるこの市長が執行権者でありますから、この行政にかわる団体であるわけでございます。選定に当たっての責任やチェックを明確にするための私はこの選定基準に当たっては、委員会等が必要ではないのかという感じがするんですけれども、その辺はいかがでしょうか、教えていただきたいと思います。

次に、第 8 条、協定の締結でございますが、これによります と、1 から 8 までいろいろございますが、私は、施設等の備品や建物に関する引き渡しの明細をつけるべきであるのではないかというふうに考えるわけなんですけれども、これはどこに入るのか、協定の締結時にそれ

を添付するのか、その辺のところをまた教えていただきたいと思います。

それから、この公の施設として対象になるところは現状ではどれくらいあるのか。下田市は、こういう管理制度をどこに適用しようとしているのか、その辺のところも教えていただきたいと思います。

それから、第9条の第2ですが、利用状況並びに利用拒否等の件数及びその理由というのがございますが、私は借りた人が、例えば第1条の指定の取り消し等もございますが、借りた人が不利益になった場合の処理、そして利用者の苦情等の処理、こういった処理はどういうふうにされるのか、その辺のところを明確にお願いいたします。

それから、もう1点、指定施設で事故等が起きた場合の紛争処理はどうされるのか、こういった協定をされるのか、この点を明確にお願いいたします。

とりあえずは、その辺でお願いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） もしも答弁漏れがありましたら申しわけございません、ご指摘をいただきたいと思います。

まず、1点目が第2条における団体等という規定、法人その他の団体というのは何かということでございます。法人というのはわかると思います。その他というのは、例えば、NPO等、そういうものが想定できるのではないかと思います。選定に当たっての委員会、4条関係でございますが、先ほど条例の中でご説明させていただきましたが、選定委員会という委員会を規則の方で定める予定で今考えております。

それから、第8条の協定の手続の中に、備品等の場合はどのように入るのかということのご質問だと思いますが、まず、その前段としては、第2条で公募をする場合、その施設のいろんな情報を開示するという条項が、まず第2条に定められております。当然、相手方に管理を委託するということになりますので、管理をするための備品、こういうものがありますよと、もっと言うならば、その備品はいつ頃買ってどういう状態だということまで、相手方に提示をしなくてはならないのかというふうに考えております。

それから、公の施設が幾つあるかということですが、これは基本的には条例にありますすべての公の施設が、原則的には全部指定管理者を導入しようとするならばできるという考え方です。ただ、公の施設の中には、道路ですとか河川ですとか、あるいは学校、そういうものについては、他の法律におきまして、指定管理者制度にはなじまないという別の法律がございますので、それらは当然、除かれてくるとは思っております。

それから、不利益処分等の関係でございます。当然、基本的には公の施設には、住民の利用を阻止してはならない、みだりにそれを断ってはならないという法律的な当然の規定がございます。自治法にも住民のそういう利用は拒んではならないということ がございますので、当然、その法律あるいは個々の管理条例において、使用の制限等があればともかく、本来、目的に沿った施設でございますので、それらはその個々の条例によって対応していくようになるかと思えます。

それから、利用が不適當に制限されたという場合も、先ほど言ったように、法律でそういう制限をしてはならないという規定がございますので、それに沿って対応していくようになるかと思えます。

それから、事故の処理ということでございますが、事故の原因によると思えます。当然、施設の設計上、あるいは構造上の不備によりまして事故があれば、当然、その責任は管理者であるといひましようか、公の施設の設置である長の方への請求が出てきようかと思えます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

助役（渡辺 優君） 1点だけ答弁漏れがございましたので、お答えさせていただきますが、どこを導入しようとしているのかという質問でございますが、これは現在、どういう施設をどういう指定管理者に委託をしていくかということにつきましては、どういうスタイルでやろうかと内部で検討しております。例えば、1つといたしましては、公共施設の要推進協議会という組織がございます。そういうところへまず諮問をいたしまして、その答申に基づきまして、例えば、廃止や存続の可否も含めたいと思えます。それから、なかなかこれはどうですかという漠然とした諮問ではなくて、ある程度、当局側が絞って諮問をいたしたいと思えます。これは、大体来年の1月頃諮問をいたしまして、3月には答申を受け、その答申に基づきまして、個々のすべての公の施設の結論を出したいというふうに思っております。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） おおむねわかったわけですが、ただ1つ私 が心配するのは、こういう指定管理者を指定して、こういう施設をやった場合は、一番端的なことで問題になるかと思うのは、例えば、どこかの団体がこれをやりますということで、すぐ許可になったということで、ただ、内情へ入ってやってみたら大変だったよと、いやこれはとてもできないからやめましたでは僕は済まないと思うんです、1回あれした以上は、これ相当やはりそこには難しい問題が私は含んでいると思うんです。こういったある程度指定した以上は、続けて

やるという継続性が私は大事だと思うんです。この継続性をどういうふうに担保していくのかということが、私は審議のあり方としては一番問題ではないのかと、その辺を十分にあれししないと、せっかく指定しても、ああすぐやめたよと、また変わったよと、今度はやり方も変わってきたよと、こういう地域の住民の苦情にもつながっていくような気がするんです。その点をどのようにされるのか、再質問でお願いいたします。

それから、先ほど法人その他と言いますけれども、例えばNPOなんていうのは、法人の範囲に入るのではないのでしょうか。僕は法的解釈では、NPOは法人ではないかと思うんですけれども、その他という解釈というのは、非常にあいまいではないかと思うんですけれども。

〔発言する者あり〕

14番（増田榮策君） あるけど、ただこれは法人と書いてある、その辺をお願いします。議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） まず、1点目の指定管理者を指定された方が、途中で何かの事情でやめましたというようなことが想定できるのではないかとということですが、絶対ないとは言えないと思いますが、先ほど申しましたように、こちら側から第2条の規定に基づきまして、どういう形でその事業を受け、本来、それで公の施設ですから目的を持っているわけですので、相手方に対して、こちら側の考えるべき依頼事項といいたししょうか、業務内容あるいはその他いろいろな状況を提示いたします。それらを見まして、第3条で申請をする一つの書類の中に、管理に伴う施設の事業計画、あるいは管理にかかわる収支計画、こういうものを出していただくようになります。それで、個々の施設によって指定する期間、これは当然、施設ごとによって変わってこようかとは思いますが、例えば、ある施設を5年間ということで募集をかけようとした場合には、当然、その5年間受けた場合の事業計画、あるいは収支計画というものを提出していただくようになろうかと思えます。

それらを勘案いたしまして、先ほど言った選定委員会の方で決定をしていくということで、ただ5年間が長いかわりかはいろんな議論があろうかと思いますが、当然、その間に何かの事情でやめるというような場合があれば、当然損害賠償等の今度は別の条項での部分にかかわってこようかと思えます。第8条で協定の締結の中では、その辺につきましても触れてございますので、それらは協定の中で、そういう事態が発生した場合には、どういうお互いに処理をするかということも、協定の中に事細かく規定をする必要が出てくるかと思えます。

それから、法人の関係でございますが、一般的には法人という言い方で公益法人あるいは

非法人ということで、これらについては、NPO関係については公益法人ということになっておりますけれども、それ以外には中間法人ですとか、あるいは公共事業だとか公益法人とかという規定があるようでございますけれども、この法律上で言っているこれらの法人というのは、今言った特定非営利活動事業、これはNPOです。それから更生保護法による法人、学校法人、宗教法人、あるいは医療法人、そういうものをその他の法人という言い方で考えているようでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） この法人の解釈ですが、私は、この法人の解釈をあいまいにすると、例えば今一番問題になっているのが、NPOでも活動歴のない法人の実態がかなり問題になっています。それから、これを施設を借りるために、にわかに法人をつくる、こういうような実態もあろうかと思うんです。これはだれかが呼びかけ人になって、お前も名前を出せよと、こういうふうなにわか法人といいますか、そういったものもあります。だから、このあれを法人その他というあいまいにしないで、明らかに社会的にある程度の貢献度のある法人というような解釈でいかないと、やはりここに穴が少し出てくるような気が私はするんです。だから、私は会社をやってこういう社会活動をしているから、おれにはやらせろという人間が例えば入ってきたら、実態は違ったとか、そういうものも考えられるではないかと思いますが、その辺をちょっと研究する必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） この制度が導入されるということになりますと、今言われるようにそういう仲間同士で新たな法人をつくるということは想定はできると思います。ただ、今も言いましたように、条例等では具体的に規定してございませんが、規定の申請書等の中の第3条の5項でございますが、市長が別に定める事項という中に、当然、その会社の過去の事業実績、当然、収支報告、あるいは約款、定款、そういうものも提出書類の一つとして提出いただきますので、それらを勘案して決定していくということになるかと思えます。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

12番。

12番（大川敏雄君） 2点ほど質問したいんですが、まず、今回の公の施設の設置管理並びに廃止と、地方自治法の24条の2の3項に基づいて、この手続条例を制定するということになっているんですけれども、法律あるいはこの条例を見て、現在その地方公共団体

が出資法人になっている、具体的に言えば振興公社が管理するもの、あるいは現在、公共的団体に委託している板戸プールのもの。これは、いわゆる法律、条例上から言えば、平成18年9月までに指定管理者制度にしなければいけないと、こういう解釈がどうも成り立つようなんですが、この辺をひとつ確認したいと思います。よろしゅうございますか。

2点目には、一番大事なのは、この条例が制定されると、どういう公の施設をということの対象施設をセレクトするのが一番重要なことなんですね。そこで、今の増田さんの質問に対して、助役はいわゆる現在下田市が制定しております下田市の附属機関設置条例、この中で一番担務する事務に近い下田市公共施設事業者推進協議会ですか、これに当局である程度政策会議等を通じて絞って、そして1月に諮問し3月に答申をいただくこと、こういうことなんですね。ただ、これはこの附属機関はそもそもがそれを想定してつくったもので はないと思います。ただ、附属機関の中で一番近いのは、確かにこういう附属機関であろうと。これは非常にいろんな難しい問題を抱えておりますので、この附属機関が一番ベストであるかどうか、これは慎重に内部で検討しなければいかんと思うのです。附属機関に諮問して、そして答申を得るというのは、民意をよく聞くという点においては、確かに手続としては正しいと思います。いいと思います。しかし、安易にこれが一番近いからそうしますよということ、慎重さが必要だと思います。なぜか。大変この例えば現在の振興公社の身分の問題、いろんな問題がここに複合されているわけです。ですから、また一定の専門的な知識も必要、総合的判断能力も必要、ですから、これは私個人としては、この指定管理者制度、附属機関で審議していただくのはいいんだけど、これがベストであるかどうかというのは、慎重にして内部でよく検討して、新たに附属機関が必要なのか。あるいはこの利用者はこれでいいのか、この辺はぜひ十分精査をして諮問することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） まず、1点目が、現在、公の施設を管理委託している出資法人、あるいは公共的団体が今後どうなるかというご質問でございますが、これは条例でご説明したとおり、現公の施設の条例で、具体的に言いますと振興公社に委託しているプール、会館等々、それから今お話に出ました板戸プール等の公共的団体に頼んである施設については、18年9月までに何らかの形でそれを検討しなければならないという法律の規則で定められております。その何らかの方法というのは、直営にするのか、指定管理者を導入するのか、もう一つはその施設を廃止するのかということも出てくるのかもしれませんが、それはともか

くとして、少なくとも明確にしなければならないということになります。ですから、今の管理委託をしている公共的団体、あるいは振興公社が、そのまま指定管理者になるかどうかというのは別問題だというふうに法律あるいは条例は考えております。

それから、今後のスケジュール的なもの、あるいは附属機関としていいまいしょうか、助役のご答弁のように、今、公の施設、大きくジャンル分けしますと 25ぐらいあるのかということですが、基本的にはそれぞれの施設を今後どうあるべきかというのをまず決定していかなければならないのかなと。それについては今ご指摘のとおり、附属機関に下田市公共施設利用推進協議会というのがございまして、その附属機関の設置目的は、公共施設の運営方法及び利用推進に関し調査、審議し市長に答申をすると、こういうのが附属機関の審議する事項になっておりますので、運営方法あるいは利用推進に関することを調査、審議ということですので、現状ではこの公共施設利用推進協議会が、まさしくそういう意味では該当してくるのかと。それで、そのメンバー等につきましては規則で定めてございます。

規則では、委員を 15人以内といたしまして、地域の代表、公共的団体の推薦者、あるいは利用者団体の推薦者、学識経験者、市民代表と、こういうジャンルから 15名をとということになっておりますので、こういう方々の意向によって、一つ一つの施設の本来の行政目的を持っているわけですので、それを今後管理運営する上で、住民の利用状況あるいは収入の状況、あるいは経費の状況等を勘案していただきまして、これは直営でやはりやれとか、あるいは指定管理者制度を導入しても、特に本来の目的にそぐわないというような判断をしていただくようになるのかと。ただ、今言ったようにジャンルとして 23ぐらいの公の施設でございまして、一気にすべてできるのかというのは時間的な問題もございまして、一方では今言いましたように、既に管理委託をしている公社等々については、18年9月までには何らかの形で明確にしなければなりませんよと。現実問題として、年度途中からほかの指定管理者にその施設の管理委託をお願いするのは、なかなか切り替えが難しいというふうに事務方としては考えておりますので、もし指定管理者を導入するとなるならば、18年4月には新しい委託者をお願いした方が、よりスムーズに進むだろうということですので、17年度、できれば12月頃には具体的な選定をして、当然、指定管理者は、この事業主というのは議会議決になりますので、できれば12月までには、その辺の手順を今管理委託をしている施設については、先に場合によったら先行して協議をしていただいて、一定の方向を出していただくようになるのかというふうには考えております。

議長（佐々木嘉昭君） 12番。

12番（大川敏雄君） 前者の地方公共団体、今具体的に言えば振興公社と、あれはよくわかりました。逆の戻す場合もあり得ると、直営でやる場合もありますよと、それはよくわかりました。

ただ、この対象施設の 附属機関、これは課長も助役もご存知のとおり、この制度を想定した組織ではないことは事実ですね。そこで、市長ぜひ、例えばこの協議会で検討するということであるならば、規則は市長の権限の範囲でできるわけです。そうすると、実際現在 15人のメンバーも決まっているわけです。そうでしょう、あるわけだから。メンバーが決まっているからということであると思う、決まっていると思う。そういうこの選出のその委嘱の範囲は、1から5まで市民代表までありますが、いわゆる決まっていますと仮にしますと、非常に重要な課題であるので、例えば 15人を17人にするとか、いわゆるこういう角度で検討、精通した人間を入れた方がいいのではないかというような場合もあり得ると思う。それをひとつ、仮に当局が言うこの附属機関でやるとするならば、もう少しこのものすごく指名が大事だと思います。検討して十分ないわゆる審議ができる体制を組むべきだと思いますが、市長いかがですか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 任期の関係でございますが、偶然と言ったらおかしいんですが、この方々は任期が切れて、今選考中でございます。この条例が通ったら速やかに選任したいということで、今そういう下準備は進めておりますけれども、偶然といいましょうか、任期が切れて今空白の状態になっております。今、大川さんが言われるように、非常にある意味では、今後のすべての公の施設がどうあるべきかという大きな政策の変更と言ったら語弊がございますけれども、行革の一つとして取り組まなければならない大きな課題を、そして1回指定管理者制度を導入すれば、今後、特別なことがない限り、受託する業者は変わるのかもしれませんが、その流れというのは変わらないと思いますので、非常に重要な審議をしていただく委員だというふうに理解をしておりますので、そのメンバー等については慎重に対応させていただくつもりでございます。

数を増やすとかどうかというのは、市長もしあれば。

議長（佐々木嘉昭君） 12番。

12番（大川敏雄君） その辺、偶然に任期切れだということであれですが、ひとつ僕の言わんとしている趣旨は理解いただいたと思います。そういう中で、この中に具体的に言えば、議会の代表みたいな人が入るかどうかわかんけれども、先日も言ったけれども、もしも入ら

ないということであるならば、1月から答申まで大変重要な時期なものですから、この議会意思というものもある程度、拝聴するという姿勢をひとつ、時間なり協議機関というものを話し合う場所というものを設けるようお願いしたいんですけれども、市長どうですか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 先ほどの質問のように、ちょうどたまたまこの委員会の最初の立ち上げのときに、かなり市民の公募をした部分もありまして、いろんな方がそれぞれの思いを持って入っていらっしゃる委員会でありましたが、たまたま任期が切れておるということで今選考中であります。この中に今現在は議員さんは入っていないんですね。そういうことで今、議員の方からはそういう形で委員もということでございますから、これはちょっと我々の方で検討させていただいて、前向きにやりたいというふうに思っております。

特に、この委員会の方に諮問する前は、我々が政策会議の中でしっかり練って、それを検討していただくような形に持っていきたいというふうに考えております。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 一、二お聞きしたいと思います。

この指定管理者制度の精神というのは、私は前の一般質問においても申しましたが、行革をできるだけ審議するのを活力を維持しながらつくることが一番大事で、施設をより活性化させるという方向でやっていくのが大事だと思います。それで、また危惧されるところは、例えば1点は、そこに指定制度で指定機関はある程度決めます。それを固定化させないで、より競争原理を途中からも働かせていくためにはどうすればいいのか。一たん指定してしまうと、それがずるずる既得権益となり、契約期間の更新も何か随意契約みたいな形でどんどんやっていくというふうな例が間々ありますので、そこら辺のところを一たん指定した指定期間が、5年ぐらいとか、いろいろ施設によってそれぞれ違うんでしょうけれども、そこら辺のところのその競争原理をどうやって維持していくのかという保証はあるのかなのか。

それともう1点、公募の範囲です。公募をすと言っていますけれども、これは下田市に限定するのか、広く言えば日本全国どこでもいいよというふうなところでやるのか。というのは、施設によってはその競争原理が働かないような施設も、特別なその能力の必要な仕事だと、そんなに競争相手がなくて一緒に指定してしまうと、そこら辺の競争原理が働かなくなる。それだったら、同じような能力を持っている日本全国の人を、会社なり何なりもどん

どん公募範囲に入れていくとかいうふうなことがあるので、その公募の範囲というのはどこまで考えているのかというふうなことをお聞きします。

それともう一つ、振興公社が今一括しているんな施設を振興公社が管理委託した形で受けていますけれども、これはまた振興公社がそういうふうな形で、今度は指定管理者になるというふうな形で考えるのか、それとも振興公社が今管理委託しているさまざまな施設一つごとに、また新たに指定管理者制度で請け負う会社なり団体なり を公募していくのか、そこら辺のところのお考えをお聞きします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） まず、1回指定管理者としてAという法人等が指定を受けた場合、随契的に今後、ずるずるいくのかというご指摘でございます。今言いましたように、指定管理者を導入する一つの条件といたしますか要件として、いつ、何年間委託をするのかというの、議決事項にもなりますし、法律、条例でもそれは加味をしたいということですので、それぞれの施設の内容によりまして、5年がいいのか 10年がいいのか、あるいは3年がいいのか、個々の施設の状況によってそれが決めるようになるかと思えます。当然、基本的にはその定まった期間内が協定の期間ということになります。当然、次のその期限が切れれば、また新たな方法での募集というのが、多分原則的になってくるのではないかと思います。いずれにしましても、この法もでき、また施行がされて、実態としては全国この制度の導入に当たって選定をしている最中でございますので、多分、今後法律等の改正で、それらの1回指定を受けた人たちの取り扱いについて、何か考え方が示されるかどうかはわかりませんが、今想定をしておりますのは、当然、1回受けたからといって、今後期間が切れた後、その業者といたしますか管理人と随契でいくというのは考えていません。

それから、公募の方法でございますが、これは原則的には今事務方の考えております、あるいは法律が想定しているのは、一定地区の限られた範囲ということではなくて、当然、全国レベルでのPRといたしますか募集はかけることを私たちも考えております。

それから、振興公社の扱いでございます。冒頭申しましたが、この法あるいは条例で想定しておりますのは、公社といえども例外の団体ではないという ふうに考えております。しかし、ご存知のとおり、この振興公社についてはできた経過というのが当然あるわけございまして、市のいろいろな状況の中から、こういう公の施設の一部でございますけれども、振興公社を下田市が出資をして立ち上げた出資法人でございますので、では来年からあなたはだめですよということが、いいかどうかの議論は別の議論としてする必要があると思いま

す。しかし、ただ一方では、指定管理者を最初から振興公社に、言葉としては適切ではないかもしれませんが、随契みたいな形で1社にさせることが果たしているのかという市民からの疑問に対して、それを決めたこちら側が説明責任を果たしてとれるのかと、そういう問題も当然含んでいると思います。

議長（佐々木嘉昭君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 指定期間の更新というので、その規定がこの条例文の中にないもので、そこら辺をどのように保証していくのかというような、5年なら5年たったときにどういふふうな形で更新していくのかというふうなことを、この中に盛り込むべきではないのかというふうなことでお聞きしました。

もう一つ、選定委員会をつくるという、今の大川さんの話だと、公共施設利用推進協議会でどのような施設がいいのかをまず決めると、その後に公募して、今度はどこがいいのか選定するわけですね。その選定委員会を設けると言いましたけれども、その選定委員会はどのようなメンバーで構成されるのかというふうなところをお聞かせください。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） まず、指定する期間でございます。第2条の1項9号に、指定管理者を指定して管理を行わせる期間、これを指定期間とありますが、ここで明確に明示することになります。第2条の1項9号です。まず、公募の条件としてこちら側が相手方に明示します。それで、議決事項だという言い方をさせていただきましたが、指定管理者については議決だよという法律的な言い方はそういう言い方になってはいますが、丸々という業者だけでいいのかという議論があると思います。ご記憶に新しいと思いますが、この3月に総合福祉会館を指定管理者という形での議決をいただきましたが、あのときには業者名、そして期間等を議決ということをお願いをしてございますので、今私たちが考えておりますのは、あの同じような形での条件として議案として提案をしたいというふうに考えております。

それから、選定委員会はどのようなメンバーかということでございますが、今、内部的にその選定委員会の要綱等をつくっておりますが、今の選定委員会の要綱案でございますが、助役を委員長にいたしまして、内部のそれぞれの主要な課長さん等を中心として、7名程度の委員で構成をしようかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 5番。

5番（鈴木 敬君） たびたびで済みませんけれども、5年なり10年なり指定期間を設ける

と、その更新するときの条件等の記載等をまた公募するんだというふうなこともどこかに盛り込んであるのか。そのときに、またそれまでの経緯の中で、癒着と言ってはわからないですけれども、それなりにうまくいっているから、このまま続けてほしいよというふうなことで、そのまま契約更新するということがないのかどうなのか、もう一度その時点で公募し直すというふうなことがあるのかというふうなことをお聞きしたいです。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 期間が切れた次にどうするかというのは、条例上は指定する期間を決めるということですから、5年間と決めたら5年後にはないというのが条例の規定する内容でございますので、そういうことでご理解していただきたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 国の法改正に自治法の改正に従って、この指定管理者制度の条例を選定しなければならない、こういう状態になってきているわけですので、実態的にこの指定管理者の内容的なものにしたいというこの内部的な要望で、この条例ができたのではないというふうな状況が一つあると思うわけです。市の独自の検討があってこういう形にしたいということではなくて、国の法の改正でなってきたというような状態があると思いますので、そういう点で先ほど選考しておりましたこの社会福祉協議会に指定管理しました総合福祉会館等々の関連と、この手続条例との関連がどのようになっていくのか。例えば、個々のプールであるとか等々のこと自身に、さらに総合福祉会館と同じような条例規定を設けて進めていくような形になるのか。あるいは、この手続条例すべてで済んでしまうのか、1点質問をしたいと思います。

それから具体的などういうものが対象になるのかというようなご質問が先輩からあったかと思うわけですが、そういう意味では、夏季の浜の管理、夏季海岸対策事業の体制というのは、下田市にとっては大きな事業であろうかと思うわけです。現在は、区を中心とした対策協議会に委託をするという、こういう形態になっていようかと思えますけれども、これらについての理解といいますか、この制度とこの実態の理解をどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、この制度を利用するにしましても、それは公の施設の管理でありますので、公の施設としてのこの利用の制限があってはいけない、そこが一番の根本なところであると思

うわけでございます。しかも、これらのものが株式会社を含めて一定の利権といいますが、利益につながるという側面も持っているわけでございますので、それらのものが公的にきちりこの手続条例の中で規制がされている、制限がされているということが私は必要だと思うわけでございます。そういう意味では、このどういうところを選定するかということで、選定委員会を設置し進めるということは妥当なことだと思うわけでございますけれども、やはり規則ではなくてこの条例そのものに選定委員会をもって進めるということをむしろ定めるべきではないかと、何で規則委任にしたのか、こういう重要なことはやはり条例の中にきちりと明確に謳うべきではないかと思うわけでございます。

その点で、第4条の点でございますけれども、やはり欠格条項といいますが、そういうものをきちり入れるべきではないかと、市長及び当局の関係者がしている会社が、この指定の申請はできないというような、やはり自治法に基づくところの欠格条項に当たるようなものはきちり謳っておくべきではないかと思うわけでございます。その点、どのように考えられていたのか、あるいは他の法律でそういうことはきちり謳われているので、この手続条例の中には必要がない、このようなお考えなのかどうなのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、公の施設ですから、先ほど3年なり5年なりで見直して次のところもあり得るんですよ、こういうことも言われていましたけれども、公の施設の管理というのは、それぞれ経験を積み、その経験が蓄積されて、より一層市民のためにうまく運営がされていくと、こういうようなものも当然必要だろうと思うわけでございます。プールの管理にしましても、また市民文化会館のこの文化事業を進めていくということにつきましても、そういうものはやはりきちり十分評価されなければならないと思うわけでございます。そのような観点がこの条例の中でどう謳われているのか、文言上はないかと思えますので、ぜひこの4条のどこかの1項に、例えば3項の下に、例えばそのため当該事業にかかわる活動の実績、専門性、技術、人材など、その蓄積が確保されるというような文言を、やはりこの3項にきちりと謳うべきではないかと、このように思うわけでございます。

それから、何よりも利益のために受けるというような側面はきちり規制をしていくということになりますと、労働基準法やあるべき労働条件をきちり守って妥当な管理をしていただく、ということも必要かと思えますので、そういう法令をきちり労働にかかわる、あるいは待遇にかかわる基準をきちり守って管理していただくんですよ、それらのものを条例で謳うのか規則で謳うのかという議論はあろうかと思えますけれども、公の施設であ

るということも見解の中からきっちりそのような対応が、私は必要ではないかと思うわけ
でございます。

それから第5条でございますが、申請がない、あるいは審査した結果、ふさわしいところ
がない場合には、特段市長がお願いをして管理委託をして指定管理していただくんだと、こ
ういうような方向が出されていようかと思うんですが、むしろ申請がない場合、あるいは審
査しても適当がない場合は、これは直営できっちり行くと、こういう市当局の姿勢を明確に
第5条の中に謳っておくべきではないかと、こういうぐあいに思うわけでございます。当局
として、公の施設をきっちり管理していくんだという姿勢がどうしても必要かと思うわけ
です。

さらに、これらを委託していくということになりますと、例えば、市民文化会館を考えま
しても、雨が、あるいは台風がちょっと来ると雨漏りがすると、あるいは音響の機器も大分
古くなって音が出るか出ないかわからない、事故にもつながりかねない、このような形にな
りますと、当然、委託を受ける側は、きっちりそれらのものを直してくださいよ、今の管理
よりも体制がきっちりできなければ受けられませんよ。とりあえず受けておいても、協定
の中でそういうようなものの要求は次々出てくるという可能性というのは、想定がされようか
と思うわけでございます。それらの部分がこの管理手続の中でどのように整備され考えられ
ているのか、あるいは個別の管理のそれらの条例をつくって、そこら辺のところはそちらで
謳うというような措置で考えていられるのか、そういう点もお聞きをしたいと思うわけ
でございます。

それから、なお具体的な例としましては、駅前の観光協会に管理委託しております駐車場
等、これらのもはどのような形になるのかということも含めて検討をいただきたいと
思うわけでございますけれども、とりあえずそういうところをひとまずご答弁をいた
きたいと思っております。

議長（佐々木嘉昭君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたしたいと思
います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 10分間休憩いたします。

午後 2時20分休憩

午後 2時30分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議第 72号の質疑を続けます。当局の答弁を求めます。

番外。

総務課長（高橋久和君） 当条例の説明をする前段といたしましてご説明を申し上げましたが、この今回の条例は手続条例ということでございまして、個々の施設がどうこうというのは、指定管理者を導入するということが決定をされた場合に、本来ならば個々の一つ一つの管理条例において具体的にどういうことを条件に募集するかというような、先ほどお話が出ました総合福祉会館のように、その個々の条例で規定するという考え方が一方であります。今言ったように 20数件という公の施設がございますので、通則的な手続条例を 1 つにした方がいいだろうという考え方で、今回この条例を制定したわけございますから、指定管理者の導入をする一定の手続はこれによりますが、当然、個々の管理条例は必要に応じて改正が出てこようかと思います。そういうことをご理解をしていただきたいと思います。

それから、市長あるいは議員等々が この指定管理者に申し込んだ場合どうかというようなご質問がございましたが、法律はそのことについては制限はしておりません。というのは、この指定管理者の導入というのは契約ということではございませんので、協定に基づいて行政の執行を代行させるということですので、 234条の契約規定でございませぬので、排除の規定は適用されないというのが考え方でございますが、しかしそうは言ってもということで、一定の申請者に対して準禁治産者がいたとか、あるいはいろんな制限を受けている人がいるような人が入っている会社、役員でやっている会社は、果たしていいのかということが当然想定できますから、先ほど言ったこの条例を受けての募集を具体的にするための規則は別に定める予定でございますので、その中には入れる予定であります。ただ、これも最近できた法律で、各市がこの法律改正に伴って今、手続条例をやる、あるいは具体的な指定管理者を導入する場合の個々の募集要綱をどうするかということで今検討しております。当市も、今から各市の状況の資料を集めながら先例市のものを参考にして、よりよい募集要綱、あるいは選定基準、選定方法も決めていきたいというふうに考えております。

それから、当然、公の施設でございますので、利用者の差別的な取り扱いというのは、当然のごとく法律でそうしてはならないという規定は生きておりますので、それはそのとおり準拠すると、一方では、それぞれの個々の公の施設の中で使用制限等があれば、それは、本来、法律に基づいての使用制限でしょうから、それに沿った形での利用ができるというふうに考えております。

それから適格者がいないような場合にはどうなのかということでございますが、当然、一定の条件を提示し、それに基づいて申請がなければ、また直営というのは選択肢としては、廃止をしない限りその施設は管理運営しなければなりませんので、直営になるということもできるのではないかと思います。それから、施設の備品やあるいは修繕箇所というものは、先ほど申した第2条で、こちら側が相手方にすべての権限をある程度お渡ししますので、受ける側としては施設の状況がどうなのか、備品がどうなのかというようなことは向こうは知る必要があります。当然、それらを知って、自分たちが仮に指定管理者として選定を受けた場合には管理をしなければなりませんから、相当細かいことまで資料要求がされてくるのではないかと思います。そういうことですので、こちら側から提示する第2条に基づいて、ある一定の想定できるものは1項から9号に規定してございますが、相手方とのやりとりの中で、あるいはこういうものはどうですかという照会に対しては、随時提供するということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） 大体、様子がわかりました。もう1点だけお尋ねをしたいと思います。

公募によらない指定管理者候補の選定等というこの項目を設けたのは、大変私は妥当だと思っております。そういう意味で、再度、ここを設けた理由をさらに明確にさせていただければなおありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 先ほど申しましたように、法あるいは条例の本来の趣旨というのは、公の施設については直営かあるいは指定管理者という制度を導入して、今後は公共団体も運営してくださいというのが基本的な考え方だと思います。しかしながら、現実問題として、先ほど言いましたように、振興公社なりあるいはその地域の特性、具体的に言うならば、例えば2カ月間運営している蓮台寺パークですとか板戸プールですとか、ああいうものが果たして指定管理者として、法人等に委託することがいいのかどうかという問題と申しますか検討する事項が出てこようかと思っておりますので、そういうことを考慮して、第5条の1項ではこういう形での規定をさせていただいたということでございます。

〔発言する者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） ですから、それは先ほどお答えしましたように、それぞれの公の

施設をどうするか、個々のことについては、今ここで私がどうこう言う立場ではございませんし、前段としてそういうものを一つ一つ、これが公の施設だということが明確であるならば、この公の施設は直営でやるのか、指定管理者を導入するのかなというようなことを、前段で一定の審議会でご検討していただいて、それに基づいて今後、事務を進めていくということでご理解をしていただきたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） よろしいですね、ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 指定管理者の手続条例なんですが、私も5つばかりの市の手続条例を読ませてもらったのですが、おおまかには大体同じようなことで、細かい事項では、例えば6条の速やかにその結果を申請者に通知するものというのが、通知するとともに結果を公表するとか、あるいは9条2項、利用料金の収入実績が使用料または利用にかかわる料金の収入実績と、細かな字句では違うところもあるのですが、おおまか他市の条例と変わるところはなく、読んだ中では理解できたんですが、1点お聞きしたいんですが、現行は公の施設の管理を委託していると、この指定管理者制度は、いわば管理の代行を行うという形になると。この委託と管理の代行を概念として、大きくでいいんですが、どのように違うのかをお尋ねします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） まず、従来の管理委託制度、それから今回の指定管理者制度の大きな違いというのはどういうことかということだと思いますが、従来の管理委託制度については、契約に基づきまして行政が具体的な管理の事務、あるいは業務の執行を公共的団体、あるいは公共団体、あるいは出資法人にお願いをしていたというのが、従来の管理委託制度だと思います。今回の新たな指定管理者制度は、公の施設に関する権限を委任ということではなく利用料金までも含めて、行政処分としての一定の権限を相手方に渡すということになるかと思います。そして、今までは管理委託をできる業種は3つに限定されておりましたが、さらにそれに法人とその他の団体も加入できるということで、簡単に言いますと、利用料金制度は従来のと違いますか、今までの法律でも条例で規定することによって、管理委託者も利用料金は取ることができていました。ご存知のとおり、総合福祉会館については利用料金は受託者の方が受けるという条例になっておりますので、その辺は変わりございません。

利用許可については、従来は管理委託者はございませんでしたが、今後は指定管理者が利用許可はできますと、それから今言った管理者となるべき相手方と言いましょか、相手は

福祉法人や公共団体あるいは公共団体だったものが、強いて言うならば特段の制約を設けないということで、法人等であればそれらが受けられるというのが大きな相違点ではないかと思えます。

議長（佐々木嘉昭君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 委託契約でなく一定の権限を相手に含めて管理の代行を指定管理者が行うと。それで、指定管理者が管理の不備等によって、例えば損害賠償の責めを負うと、その場合、下田市に何らかの責任は発生するのでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 損害賠償といいますが、そういう瑕疵等の場合の取り扱いですが、先ほども言いましたが、本来、建物の構造上とか設計上で何か事が起きたという場合には、当然、国家賠償法の絡みで地方公共団体、設置者である長、公共団体に請求は当然出てこようかと思えます。ですから、規定管理者に与えられた権限は、ある程度代行ということですので、大部分は相手方に権限を与えるわけですが、使用料の強制執行とか、そういう行政処分に対する不服申し立ての処理権というのは指定管理者にはございません。それは地方公共団体等が受けますし、ケースによってはもっと上の部分へ訴えられるというようなことですので、そういう意味ではすべて何から何まで指定管理者に代行という言い方をしておりますが、権限が与えられているわけではございませんので、従来からあったものについては、行政サイドが受けざるを得ないということになるかと思えます。

議長（佐々木嘉昭君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 施設の不備等においては、当然、行政団体、市の方の責任になるかと思うんですが、実質管理をやって例えば貸し出すときに、安全の点検なり確認をする、当然、施設管理そのものをやっているわけですから、その義務はあると思うんです。その義務から発生した損害賠償という意味なんですか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

助役（渡辺 優君） 今、伊藤議員の質問の要旨が、ちょうどQ & Aという形でここに載っておりますので、ちょっと読ませていただきますと、指定管理者が管理を行う場合、施設内で事故等により利用者に損害を与えたときの賠償責任はだれが負うのかということでございまして、1つ目の設計建設の構造上、不完全な点がある場合や維持修繕や保管に不完全な点がある場合など、公の施設の設置または管理において、通常有すべき安全性が欠けていたことが原因で、利用者に損害が生じた場合は、国家賠償法第2条の規定により、設置者たる地

方公共団体が賠償責任を負うことになると解されると、また公の施設の管理業務の執行に当たっての指定管理者の行為、これは暴行等々となっていますが、暴行などが原因で利用者に違法に損害が生じた場合は、これは国家賠償法第1条の規定により、設置者たる地方公共団体が賠償責任を負うことと解されると、以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第72号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

議第77号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第77号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市長公室長（出野正徳君） では、議第77号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、市の財政事情及び市内経済の低迷等を考慮しまして、費用弁償の日額加給制度の見直しを図るものでございます。

費用弁償とは、職務執行等に要した経費を償うため支給される金銭であるというふうに法は定義をされております。議員の皆様方が、議会活動の一環であります常任委員会及び特別委員会に出席した場合に、費用弁償として車賃のほかに700円を加給し支給をしておりますが、財政事情が大変厳しく事務当局が予算編成に大変苦慮されているというご配慮から、議員みずからこの700円に加給制度の廃止の申し出がございましたので、今回、提案をさせていただきます。

追加議案分の条例改正関係資料、説明資料の1ページ、2ページをお開きください。左側が改正前、右側が改正後の規定でございます。アンダーラインのところは改正箇所でございます。

第3条第3項「議員が招集に応じ、本会議、常任委員会または特別委員会に出席したときは、費用弁償として居住地又は居住地の最寄りの停留所（駅）から目的地までの車賃または車賃実費を支給する」に改めるものでございます。

本文に戻っていただきまして附則でございますが、平成 17年 4月 1日から施行するものでございます。

はなはだ簡単な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 7号議案は総務文教常任委員会に付託 いたします。

議第 7 8号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第 78号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市水道課企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市長公室長（出野正徳君） では、議第 78号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市水道課企業職員の給与の種類及び基準 に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、市の財政事情及び市内経済の低迷等を考慮し、調整手当を廃止するものでございます。

調整手当は、調整手当の支給地域として国から指定をされておりませんが、静岡県内の他の都市と同様、労使合意に基づき議会の議決を経まして支給されております。しかし、調整手当の性格から、その支給に対する民意及び社会情勢の変化や厳しい財政事情等を考えますと、手当の支給について再考すべき時期に来ているのではないかという判断により、廃止に向けて平成 14年度から職員組合と話し合いを持ってきました。今までの経過から一度に廃止するわけにはいかず、単年度交渉、単年度妥結ということで、平成 15年度から毎年 1%ずつ削減をしてきました。この廃止については、この 12月 7日に労使交渉で妥結しましたので、今回、改めて提案をさせていただくものでございます。

では、改正内容につきご説明をいたします。追加議案分の条例改正関係等説明資料の 3ペ

ージから6ページをお開きください。左側が改正前、右側が改正後の規定でございます。

第1条は、下田市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

9条の2は、調整手当そのものに関する規定でございますので、全文を削除するものでございます。

第3条は、給与の定義、手当の種類を定めた規定でございますので、手当の中から調整手当の部分を削るものでございます。

第16条、時間外勤務手当、第18条期末手当、第19条勤勉手当につきましては、調整手当が基礎数値としてそれぞれ計算されておりますので、その調整手当の部分をそれぞれ削るものでございます。

第2条は、下田市水道課企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

第2条第3項は、手当の種類を定めた規定ですので、調整手当を削らせていただくものでございます。

第4条の2の規定は、調整手当そのものに関する規定でございますので、これもまた全文削除するものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則でございますが、平成17年4月1日から施行するものでございます。

はなはだ簡単でございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

14番。

14番（増田榮策君） この調整手当については、職員組合と円満な話し合いができて、大変経費削減になって結構なことだと思います。よく当局は努力してくれたのと、職員もよく我慢してくれたなとこういうふうに思います。

ここで、私はこの調整手当がないというわけではありませんが、やはり今後この行財政改革をする中で、職員を時間外に働かせる場が多くなると思うんです。先ほど僕らシンポジウムをやったときに、河津の町長さんの話を聞きますと、かなり実際のところ職員にサービスで時間外に働いてもらっているよと、河津の桜まつりには職員を相当数、連日話し合いで働いてもらって、時間外給与なしでボランティアで働いてもらっているよと、こういうことも聞いております。確かに、職員のこういったボランティア的に無償で働く機会も多くなると

思うんですが、私は法律的に言いますと、新聞紙上で今サービス残業が大変見方が厳しくなっているんです。いろいろこういうサービス残業を求めて、上からの命令で働けということが大変難しくなって、それを強制的に実行することもまた無理になってきている。そういった中で、こういう調整手当もなくなった中で、職員組合との話し合い、どこまでぐらいがサービスで働けるのかと、こういうようなことの話し合いを実際に行っているのかどうか。そして、職員にある程度、当局としては、こういうときはボランティアで少し働いてくださいよとか、黒船の際にはボランティアで出てくださいよとか、こういったような話をその職員組合とひざを交えてしているのかどうか、その辺のことをお聞きいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 職員の時間外等に関する問題については、我々の市長人事の課題の中で、労働安全衛生委員会という組織がございます。その辺で十分各課の時間外の実態等については当然調べております。当然、時間外手当ですから、あくまでも上司の命令がないと時間外となりませんので、時間外を要する職員については、事前にそれぞれの課長さんの命令をもらって時間外にしているわけがございます。それで、毎週水曜日については、ノー残業デーにしようということでやっていますが、なかなかうまく機能を発揮していないのが実情でございます。確かに、時間外等については、いろいろ財政条件が許せば、当然すべての勤務に対して時間外を支給すればよろしいんですが、そうもいかないもんですから、特にイベント関係、黒船とか、市の常時のイベント関係については、週休日については代休という格好で取らせていただきます。これらについても、大きな社会問題が出ているものですから、この辺また職員組合等とも十分協議をしながら、この時間外対応については進めていきたいと思えます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） 今、課長の答弁で実態をかいま見たわけですが、やはりサービス残業をやる部分、そしてこれは絶対ないとは言えないと思うんです。それから、ボランティアでどうしても自主的に働いてもらう、こういった垣根を明確にしないと、だらだらやっていると、やっぱり職員と意思の疎通の関係もぎくしゃくしますから、その辺、やはり市民の風当たりも職員に対して多いわけです。だから、一切がサービス残業でやれということは、これは難しいと思うんです。だから、その辺を今後、明確に市長さん、職員とひざを交えて執行権者として率先して、話し合いを僕はやるべきだと思うんですが、市長さんの考えを最後

にちょっと聞かせてください。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 職員組合の方々と私は、そういう問題点については話し合いをします。特にしょっちゅうやっているわけではありませんで、私の方からも年間のボランティア等の要望も職員組合に出しましてお話し合いをさせていただいております。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） この調整手当の削減につきましては、職員組合と真摯に話し合って合意をしたということで、大変そういう意味では喜ばしいことだろうと思うわけです。やはりその経過の中で、一定組合の方からも当然、見送っている形になっているものですから、一定のそれぞれの要望や条件が当局に出されていると思うわけですが、どのようなその点で話し合いがされてきたのかということをも 1 点明らかにしていただきたい。

それから、サービス残業は、これは違法なことなんです。やってはいけないことですので、そこは明確にさせていただかないとならない。しかし、この市を憂ういろんな形で行政に協力していこうと、職員の自発的な形で市長が言うところのボランティアというような形のものは、それは必要だろうと思うわけです。そこら辺のところを大変混乱をさせますと、大変な状況になるというぐあいに思うわけですが、サービス残業は違法ですから、そういうものはなくしていくという姿勢が当然必要になってこようかと思うわけですが、そこら辺の見解をあわせてお尋ねをしたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 非常にサービス残業とのすみ分けが大変難しいわけですが、職員も非常に財政が厳しいということで、その辺は十分ご理解をさせていただきまして、それぞれ上司の命令がないにもかかわらず、とりあえず仕事をしていただいております。これがサービス残業と見ますと大変難しいわけですが、上司の命令にあったにもかかわらず時間外手当を出さないことはサービス残業だと思いますが、その辺のすみ分けというのははっきりしておりませんで、その辺は非常になかなか難しい問題ではないのかという気がいたします。

調整手当の組合との交渉ですが、当然、組合からいろんな項目は出てきます。その点の中で、給与のひずみ、全体の給与表のひずみ等については助成してほしいという要望もございます。これについては、ぜひ実施したいというふうに組合には答えてございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 78号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

議第 73号～議第 76号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第 73号 平成 16年度下田市一般会計補正予算（第 9号）、議第 74号 平成 16年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2号）、議第 75号 平成 16年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 2号）、議第 76号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 4号）、以上 4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（高橋久和君） それでは、議第 73号から議第 76号までの各会計補正予算についてのご説明をさせていただきます。

恐れ入りますけれども、黄色い補正予算書と補正予算説明資料のご用意をお願いしたいと思います。

まず、補正予算書の 1 ページ目をお開きください。

議第 73号 平成 16年度下田市一般会計補正予算（第 9号）でございますけれども、平成 16年度も第 3 四半期に入りまして、各事務事業の経費の精算及び国県補助金対象事業の上限補正、さらに今後の事務執行上、必要な経費の予算計上、また歳入では市税、国県補助金、使用料、市債等において、事業の増減等により歳入額の見直しをさせていただくものでございます。

まず、第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9,110万 7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103億 7,094万 9,000円とするものでございます。なお、補正後の歳入歳出の総額は、第 1 表歳入歳出予算補正として 2 ページから 6 ページに記載されておりますが、この内容は後ほど説明資料により説明をさせていただきます。

次に、第 2 条の債務負担行為の補正でございます。7 ページ目をお開きください。

第 2 表債務負担行為の補正、変更でございますが、今回、変更するものは 3 件でございます。

す。これは、平成 16年度新規に債務負担行為を設定したもので、契約に伴い金額の変更が出たために変更するものでございます。

1 件目が、事業、事務機器等リース料で期間には変更ございませんが、限度額において 5 件分の事業予定額が 402万 6,000円を 128万 7,000円に、273万 9,000円、減額をいたしました。

さらに、16年度予算計上額を 78万 1,000円から 30万 4,000円に 47万 8,000円減額いたしました。17年以降の支払額は 324万 4,000円を 98万 3,000円に 226万 1,000円減額するものでございます。

2 件目は、事項、車両リース料で、これも期間には変更ございませんが、限度額におきまして 2 件分の事業予定額 512万 4,000円を 488万 4,000円に 24万減額し、16年度予算計上額 115万 6,000円を 112万 4,000円に 3万 2,000円減額、17年度以降の支払額 396万 8,000円を 376万円に 20万 8,000円減額するものでございます。

3 件目は、事項、事務機器等リース料（その 2）でございます。これも期間には変更ございませんが、限度額におきまして 1 件分の事業予定額 45万 1,000円を 37万 6,000円に 7万 5,000円減額し、平成 16年度予算計上額 11万 3,000円を 9万 4,000円に 1万 9,000円減額し、17年度以降の支払額 33万 8,000円を 28万 2,000円に 5万 6,000円減額するものでございます。

次に、第 3 条の地方債の補正でございますが、8 ページ目をお開き願いたいと思います。

まず、第 3 条 1 の地方債補正追加でございますが、県単道路整備事業外 3 件につきまして、地域再生事業債の対象事業となったため、限度額の金額を借り入れるもので、起債の方法、利率は記載のとおり条件で行います。

次に、9 ページの第 3 表 2 の地方債補正（変更）でございますが、下條川河川改良事業から県営下田港湾改修事業の 3 件の事業費について、補正前のそれぞれの起債の限度額合計 2,060万円を補正後のそれぞれ起債の限度額合計 227万に変更し、210万円増額となり、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、起債のとおり条件で借り入れるものでございます。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、補正予算書の説明資料により説明させていただきますので、資料の 1 ページ目をお開き願いたいと思います。

初めに歳入でございます。総務課関係といたしまして、主なものは 16款 2 項 9 目、県営事業軽減交付金は 146万 4,000円の追加補正で、前年度の下田市の県営事業に対する負担金の確定に伴い、交付金基準に基づき交付された額。

19款 2 項 1 目の基金繰入金は、今回の補正の財源調整のため 1,000万円の取り崩しをさせ

ていただきました。

2款5項4目の雑入 6万9,000円は、消防団員等公務災害補償等共済基金よりの助成金を、2款1項3目土木債の3,970万円及び2款1項4目教育債の1,000万円の追加は、内容欄に記載の各事業に対して、地域再生事業債を充当させていただきました。

次に、市長公室関係といたしまして主なものは、16款2項1目総務費県補助金は403万3,000円の減額で、伊豆地区・御前崎海上高速航路推進協議会が実施いたしましたTSLを利用しての花博見学の事業の終了に伴う精算分として145万8,000円の減額と開港150周年事業に対する補助金の減額259万5,000円でございます。

次に、2ページ目の税務課関係といたしましては、1款2項1目固定資産税から1款7項1目都市計画税につきましては、それぞれ現年課税分の見込み調定額の増減に伴う補正をさせていただきます。

市税の補正額は254万5,000円の減額で、増加するものは軽自動車税で90万、減額するものは固定資産税で330万、都市計画税で40万円の減額見込みとなるものでございます。

次に、環境対策課関係といたしましては、15款2項2目衛生費国庫補助金の68万9,000円と16款2項3目衛生費県補助金の42万円の追加は、合併処理浄化槽設置事業の増及び人槽の変更等に伴う補正でございます。

17款2項2目物品売却収入は280万円の追加で、資源ごみ売却代の増によるものでございます。

次に、3ページ目の健康福祉課関係といたしまして、主なものは15款1項1目の民生費国庫負担金は1,887万4,000円で、生活保護受給者の医療費扶助等の増により、扶助費2,000万円の追加補正に伴う国庫負担金として1,500万円と保険基盤安定負担金の額の決定に伴い387万4,000円の増。

16款1項1目の民生費県負担金の193万7,000円は、保険基盤安定負担金の額の確定に伴い追加補正を、2項2目民生費県補助金の120万8,000円は、配食サービス事業の利用者の増に伴い94万2,000円を、2款5項3目、過年度収入の296万4,000円は、本年3月をもって事業を中止いたしました通所介護サービス事業の精算により15万4,000円の追加と、伊豆つくし学園組合の15年度決算に伴う負担金の精算分として145万円を受け入れるものでございます。

次の福祉係の主なものは、4ページ目の16款2項2目民生費県補助金の179万1,000円は、重度心身障害児者医療費の支出増に伴い165万円の追加と身体障害者、知的障害者の支援費の増減によるものでございます。

次の子育て支援系の 13款 2 項 1 目民生費負担金の 125万円の減額は、保育所の公立と民間分の調整により、 15款 1 項 1 目民生費国庫負担金の 425万 8,000円と 16款 1 項 1 目民生費県負担金の 212万 9,000円は、民間保育に対する支援額の見直しにより、それぞれ増加するものでございます。

次に、5 ページ目の観光商工課関係といたしましては、 14款 1 項 5 目商工使用料は 19万 4,000円の減額で、蓮台寺パーク使用料の精算によるものでございます。

次に、農林水産課関係といたしましては、 14款 1 項 4 目農林水産使用料の 130万 6,000円の減額は、爪木崎自然公園駐車場の利用者数の減によるものでございます。

次に、建設課関係といたしましては、 15款 2 項 4 目土木費国庫補助金は 74万円の追加で、我が家の耐震診断の希望者が増加し、歳出 で 50件分を追加したための補正、 16款 2 項 6 目土木費県補助金は 2 万 7,000円の減額で、やはり耐震診断の増に伴い県補助金を 56万 3,000円の追加と急傾斜地対策事業の 59万の減額をしたことによるものです。これらは、柿崎の宮の背地区の地形促進調査費の事業減に伴うもので、 18款 1 項 3 目土木費寄附金の 365万円は、県営事業の急傾斜地対策事業の事業費の増減により受益者負担金を追加するものでございます。

次に、選挙管理委員会関係といたしましては、 15款 3 項 1 目総務費委託金は 108万 6,000円の減額で、参議院議員 選挙に対する委託金の確定に伴い、さらに 16款 3 項 1 目総務費委託金の 215万円の減額、これは静岡県海区漁業調整委員選挙が無投票であったために委託金が減額になるものでございます。

次に、歳出補正でございますが、今回の補正にて人件費の調整をさせていただきましたが、その内容は説明資料の 18ページにありますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。各款の人件費関係は、説明を省略させていただきます。

7 ページ目の議会事務関係は人件費のみで説明を省略しますが、総務課関係といたしまして主なものは、 2 款 1 項 3 目例規関係事務は 15万 3,000円の追加で、条例、規則等の改正件数の増により委託料の追加、 2 款 1 項 3 目庁舎管理事業は 33万 7,000円の減額で、庁舎経理委託事務の入札差金、 8 款 1 項 3 目競合する整備事業の 6万 9,000円は、消防団活動に使用するための発電機付投光機 2 台を全額補助金を受け購入するものでございます。

12款 1 項 1 目一般会計予備費は、今回の補正の調整額として 128万 9,000円を減額するものでございます。

次に、市長公室関係といたしまして主なものは、 2 款 1 項 4 目都市交流事業は 20万円の追加で、日露友好の碑説明看板の作成委託を、 2 款 1 項 7 目開港 150周年記念推進事業は 65万

5,000円の追加で、日露友好の碑設置除幕式や富士市で開催されます記念式典等への参加経費として実行委員会への補助金を、合併対策事業は 1,07万 3,000円の減額で、南伊豆町との合併協議会負担金の減額 1,002万 7,000円をするものでございます。

次に、8 ページ目の税務課関係といたしましては、2 款 2 項 2 目市税徴収事務は 50万円の追加で市税の償還金でございます。

次に、環境対策課関係といたしまして主なものは、4 款 3 項 3 目焼却場管理事務は 3,662万円の追加補正で、消耗品費の 130万円は排ガス高度処理施設の備品を施設維持管理費の光熱水費の増加分として 130万円、焼却炉修繕費として 2,500万円は 2 号炉の修繕費、飛散処理装置の修繕費と焼却装置ロストル購入として 900万円を、4 款 3 項 5 目合併処理浄化槽設置事業は 208万 1,000円の追加で、申請件数の増等により補正するものでございます。

次に、健康福祉課関係といたしまして主なものは、3 款 1 項 1 目保健基盤安定繰出金は 774万 8,000円の追加補正で、本年度の保健基盤安定軽減分が確定したため、3 款 2 項 1 目在宅老人援護事業は 185万 2,000円の追加で、配食サービス事業の利用者の増により 125万 6,000円等を、3 款 4 項 1 目生活保護費支給事業は 2,000万円の追加補正で、生活保護受給者の医療扶助等の増額によるものでございます。

3 款 7 項 1 目国民健康保険会計繰出金は 85万 2,000円の追加補正で、財政安定化事業の数値が確定したことに伴い 75万 2,000円と、出産育児一時金の 100万円を、9 ページの 3 款 8 項 1 目介護保険会計繰出金は 56万 2,000円の追加補正で、介護給付費の支出見込額が 4,400万円ほどの増額見込みとなるため、市負担分の繰出金が増えるものでございます。

次に、健康福祉課の福祉係でございますが、主なものは 3 款 1 項 2 目在宅対象外者児援護事業は 336万 1,000円の追加で、更生医療費受給者の増と制度改正により扶助費が 330万円の増、3 款 1 項 3 目在宅知的障害者児援護事業の 10万 5,000円は、ショートステイ利用者の増により扶助費を 70万円追加するものでございます。

次に、子育て支援係の 3 款 3 項 3 目公立保育所管理運営事業の 198万 2,000円の減額補正は、人件費の減と賄材料の 60万円の減額等による。3 款 3 項 4 目民間保育所事業は 593万 2,000円の追加で、入所児童数の増と支弁額の単価改正により増加するものでございます。

次に、観光商工課関係といたしまして主なものは、6 款 1 項 2 目中小企業金融対策事業は 123万 7,000円の追加で、小口資金の借入者の増のため、小口資金信用保証料補給補助金の追加を、6 款 2 項 2 目新生観光振興推進事業は、伊豆地区・御前崎港海上高速航路推進事業の終了に伴い精算のため減額を、6 款 2 項 3 目観光施設管理総務事務は、観光施設の修繕料 10

万円等を補正するものでございます。

次に、10ページ目の農林水産課関係として主なものはありませんので、省略させていただきます。

次に、建設課関係といたしまして主なものは、7款2項2目市道宇土金線道路改良事業は、道路用地購入等の不用額を建物、電柱等の移転補償費に組み替えます。県単道路整備事業負担事務の600万円の追加補正は、須崎柿崎線、河津下田線外の事業費の増減により追加を、7款4項1目県営港湾事業負担金事務は309万5,000円の減額補正で、その内容は改修事業負担金は250万、維持費は35万円等の減、7款7項2目住宅改修建替支援事業は148万円の追加で、個人住宅耐震診断の希望者が多いため50件分の追加を、7款7項3目急傾斜地対策事業の599万2,000円は柿崎宮の背地区地形測量調査委託の事業終了に伴う不用額129万1,000円と県営事業の急傾斜地崩壊に対する事業の事業費の増減により負担金を追加するものでございます。

次に、教育委員会関係といたしまして、学校教育課の主なものは、9款1項2目教育委員会事務局総務事務は27万5,000円の追加で消耗品等の事務経費を、9款2項1目小学校管理事業は15万9,000円の追加で、浜崎小学校の台風により使用できなくなった体育用備品の購入等を、9款4項1目幼稚園管理事業は157万3,000円の追加で、幼稚園の臨時雇い賃金を45万2,000円、稲梓幼稚園の修繕費及び各園の遊具の補修等のため90万円を追加するものでございます。

次に、生涯学習課関係でございますが、主なものは9款6項1目保健体育総務事務80万円の追加で、学校開放をしております下田小学校の体育館の照明灯の修理を、9款8項1目市民文化会館管理運営事業は84万7,000円の追加で、市民文化会館の空調機フィルター交換等の修繕料を補正するものでございます。

選挙管理委員会関係といたしましては、参議院議員選挙事務の108万6,000円及び静岡海区漁業調整委員会委員選挙事務の215万円は、それぞれ事業執行後の不用額を精算するものでございます。

以上で、一般会計の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、各特別会計予算について説明を申し上げます。

初めに、国民健康保険事業特別会計でございます。補正予算書の58ページ目をお開き願いたいと思います。

議第74号 平成16年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)でございます

が、第1条歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,833万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,133万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正の内容でございますが、説明資料の12ページ目をお開き願いたいと思います。

まず、歳入につきましては、一般被保険者及び退職被保険者の保険税は、調定額の増減見込みにより、1款1項1目一般被保険者保険税は990万円の減額、1款2項1目退職被保険者保険料は1,470万円の追加を、3款1項1目療養給付費等負担金は971万2,000円の減額で、過年度分は交付額の確定により816万2,000円の減額、3款2項1目財政調整交付金は28万8,000円の追加で収納率向上特別対策事業の交付金として、4款1項1目療養給付費交付金は670万円の追加で、歳出の医療給付費の増に伴い増額を、8款1項1目一般会計繰入金は1,626万円の追加補正で保険基盤安定繰入金は774万8,000円の追加で、その内容は、国民健康保険税軽減分の確定に伴い、医療分として735万6,000円、介護保険分として166万3,000円の追加を、保険税の保険財源とするために助成される国民健康保険者支援分は、医療費分として112万2,000円の減額、介護分も114万9,000円の減額となっております。

出産育児一時金繰入金は、支給者の増により100万円の追加を、13ページの財政安定化事業繰入金は75万2,000円の追加で、事業費の確定に伴い増額をするものでございます。

次に、14ページの歳出補正でございますが、主なものは医療費の支出増に伴い2款2項1目退職被保険者等療養費給付事務は2,000万円の追加を、次の2款7項1目出産育児一時金支給事務は150万の追加補正で、出産者の増により5人分の追加を、10款1項1目国民健康保険予備費は歳入歳出予算補正の調整額として349万円の減額補正をするものでございます。

次に、介護保険特別会計でございます。補正予算書の72ページ目をお開き願いたいと思います。

議第75号 平成16年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)でございますが、第1条歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,416万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,323万2,000円とするものでございます。

歳入歳出補正の内容は、説明資料によりさせていただきます。説明資料の15ページ目をお開き願いたいと思います。

歳入ですが、歳出の各保険給付費を4,400万円追加したことに伴い補正するものでござい

ます。主なものは、3款1項1目介護給付費負担金は 880万円、3款2項1目調整交付金は 245万 5,000円、4款1項1目介護給付費交付金は 1,408万円、5款1項1目介護給付費負担金は 550万、8款1項1目介護給付費繰入金は 550万円の追加で、それぞれ歳出の保険給付費が 4,400万円の追加見込みになったため、各負担割合に応じて補正するものでございます。

8款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の追加補正に伴い、介護保険料の増額が見込めないため、財源補填として介護給付費準備基金を取り崩して繰入金を 765万 4,000円追加するものでございます。

次に、16ページ目の歳出の補正内容でございます。主なものは、2款1項1目居宅介護サービス給付事務から2款4項1目高額介護サービス給付事業までの各補正は、費目により増減はございますが、今後の保険給付費が 4,400万円の増加見込みになるための補正をするものでございます。

次に、下水道特別会計の補正予算でございます。88ページ目をお開き願いたいと思います。議第 76号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 4号）でございます。

第 1条歳出予算の補正ですが、歳入の補正がありませんので、歳出補正の内容は、説明資料によりさせていただきます。

第 2条の債務負担行為の補正ですが、90ページ目をお開きください。

第 2表債務負担行為補正（変更）は、平成 16年度において新規に債務負担行為を設定いたしました 3件について、入札の結果、契約金額が確定したことにより、限度額をそれぞれ変更するものでございます。

次に、歳出補正予算につきましては、説明資料によりさせていただきます。資料の 17ページ目をお開き願いたいと思います。

歳出補正の主なものは、1款1項1目下水道総務事務は 86万円の減額補正で人件費の調整を、それ以外は先ほど債務負担行為の補正で説明いたしましたように、契約金額の確定により減額をするものでございます。

4款1項1目下水道予備費は、歳出調整額として 100万 4,000円の追加補正をするものでございます。

以上で、議第 73号から議第 76号までの各補正予算のご説明を申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 議第 73号から議第 76号までについて当局の説明が終わりました。

ここで 10分間休憩いたします。

午後 3時25分休憩

午後 3時35分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第73号から議第76号までについて当局の説明は終わっております。これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第73号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第9号）に対する質疑を許します。14番。

14番（増田榮策君） 特に、民生費の生活保護扶助費と申しますか、児童福祉、社会福祉、これがこういう費用は大まかには国で支出するわけですが、負担として下田市も関連してきますが、国の方が三位一体の改革でこれを減額するという一つの方向性が出ているわけですが、この減額になった場合、直ちに下田市においては民生費、特にこの扶助費、こういうものが多いわけですが、他市と比べてこういうものが多いこの下田市の特性として、どういうことが将来起こり得るか。例えば、児童の給食、そういったようなものの給食費の滞納とか、そういったものも私は出てくるのではないかと、滞納に関連してくるのではないかと思うんですけれども、その辺のところをわかりましたらお願いいたします。

それから、日露友好の碑について、具体的にどのような内容なのか、もうちょっと詳しくご説明願いたいんですが、お願いいたします。

それから、焼却場の管理についてでございますけれども、修繕料が2,500万円、燃焼装置のロストル900万円ということで計上されているわけですが、この前の議会でもダイオキシン対策で多額の費用を出費しているということがあるわけです。この先のこの焼却場の維持管理に対するコスト、このコストも私は十分考えなければならぬのではないかとということも考えられるわけですが、施設が老朽化しているということで、こういう修理費も出るのか、またはこの持ち込みのごみの種類によって、下田市の特性があってロストルがだめになるのか。または分別をさらに1ランク上げることによって、こういうロストル等の修理等のこういった出費が抑えられる傾向にあるのか、一体どういう傾向からこういうふうに多額のこの出費が毎年どんどん増えていくのか、その辺のところを具体的にお願いしたいと思います。

それから、この焼却場の老朽化は以前から問題になったことでございますが、この抜本的な改造計画というのが、今新設すれば60億も70億もかかるという中で、下田市の財政を考えますと、新設も無理なわけございまして、この抜本的な改造計画をする必要があるのでは

ないかと、こういうふうに思いますが、現状の燃焼方式、ホッパー式というんですか、あの焼却場の構造から言って、大幅な改造計画によってこれらのコストを下げるができるのかできないのか、その辺のところをお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 国の三位一体改革に対する民生費への影響でございます。特に、給食費等の滞納が増加するのではないかとということでございますが、下田市の今の福祉施策につきましては、少子・高齢化の中で子育て支援、あるいは高齢者の福祉についてかなりの経費がかかっておりまして、さらに障害者支援につきましても、ご承知のように支援費制度に移行しましてから、国におきましては 270億円の財源不足ということで、その不足については地方で負担するようになっていることがささやかれております。こういった中で本市としましても、コストがいかに安く高い福祉サービスが提供できるかということを考えているわけですが、給食費等の滞納につきましても、これまでの議論の中でいろいろご指摘を受けていますが、保育料そのものが滞納が増えておりまして、これの解消策を現在内部で検討しておりますけれども、やはり社会全般の景気の動向等がなかなか上向いてこない状況の中で、どうしても支払いができない方というのは実態として出てきようかと思えます。ですから、そういった方たちに対しまして、従前のこの費用体系が果たしていいのかどうかという観点からとらえまして、先進地の例に倣いながら、もっときめ細やかな減免制度を検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。これらも踏まえまして、今後この滞納につきましては、適正な形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） では、焼却場の修繕費についてお答えいたします。

今回、2,500万円の修繕費、ロストルが 900万円ということでございまして、この2,500万円の主なもの 1,600万円程度でございますけれども、これは9月に補正いただきましたロータリードライヤー周辺の2号炉分でございます。2つありますので1つずつ、現実におきましては1号炉の審議中に2号炉がまた壊れたということでお願いしたものでございます。あと風洞とか飛灰処理装置の修繕、これにつきましては共通部分の修繕でございます。

それと、この先のコストでございますけれども、前々から議会、それと委員会等で質問がありまして修繕計画ということは一応出しました。それによりますと、6年間で修繕だけで6億という計画が出ております。なぜここが壊れるかというのは、これは 99%のものは老朽

化ということでございます。これは昭和 57年にできましたものでございまして、二十数年経っております。特に、今のこのロータリードライヤー方式というのは、生ごみが 50%ぐらいあるということを想定した施設でございます。今は 20%ぐらいしかないということで燃焼温度等が上がっております。

それと、今は法律でなく炉内の温度を 800度以上に保たなければならないという法律がございます。これはダイオキシンのためでございます、そのため炉内が 900度から 1,000度ということでございます。当時の設計上から見ますと、それほどの温度に耐えられないということでございます。それで、分別を1ランク上げるということでございますけれども、分別を紙とか全部やれば生ごみになるということでございますけれども、どうしてもその 800度に上げるには、もしも燃えない場合は重油を入れて燃やさなければならないので、常に 800度、ですから 1,000度ぐらいで燃やすというのはやらなければならないということでございます。今後、この先言うならば、いつでも月曜日になりますと動いているのかということでございますし、土日に電話が来ると、どこかが壊れたのかなということでございます。今後、修繕というのは容易ではないだろうということで、改造計画につきましては、今、ここをやりました三機工業でございますけれども、そこから計画書をいただきまして、それについて今度、こういう改造をする場合は許可、届け出がものすごく必要でございますので、今どのような届け出が必要なのか、またアセスが必要なのか、県の方に照会している程度でございます。

このコストということでございますと、新設につきましては、今の 80トン炉でやりますと、1トン 5,000万円としまして 40億ということでございますし、ただ、今の敷根のあの地区では、新しい施設についてはちょっと無理ではないかというものがありますので、ちょっと無理かなと。それと広域化計画があるということでございますので、まず改造、改良でいかなければならないということでございます。それにつきましては、施設自体を言うならば、昭和 50年につくりました燃焼装置自体を、どちらかというところに入り替えると、それと煙突を変えるということで約 9億ということが出ております。それで、職員の安全のための耐震化計画を入れますとプラス 3億ということで、おおよそ 12億かかるだろうという予測が出ております。これについては、この工事につきましては 2年ほどかかりますけれども、これをやれば現実に広域化計画がうまくいけば、29年まで対応できるものができるだろうということでございます。

そして、やはり新しい施設になればなるほど点検修理代というのはかかります。新しい施

設が全部点検が要らないということではございませんので、言うならばコスト的につきましては、修理費等は今ぐらいで 3,000万から 4,000万ぐらいかかるということでございます。ですから、12億程度を起債対象になると言われていますので、この辺が1回で出すお金の量が少なくなるということでございますけれども、廃棄物処理債というのは15年間の償還でございますので、15年でどうなるかというのがコストでございます。言うなれば、改造した方がコスト的には安いのかと思っております。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） では、日露友好関係でございますが、来年は日露友好 150年に当たりますので、関連ある下田市と戸田村と富士市と共同で事業を行う予定でございます。それで、富士が1月15日、下田が3月6日に振興公社でオロシャ祭を毎年やっております。その日にぶっつけてとりあえず計画しております。それで、内容ですが、海洋公園に民間から寄贈を受けて日露友好の碑を設置いたします。その碑ですが、黒御影で幅が2メートル、高さが1メートル20ぐらい、それで台座が約3メートル、高さが60センチぐらいの上へつくるわけですが、今回、20万でその友好の碑の由来を記した看板をつくる予定で今回、予算計上してございます。その除幕式、それにロシア兵の墓が了仙寺にあるということで、その墓前祭、政教分離の原則で市で主催できませんので、これはアメリカ大使館、またはロシア教会等で主催としてやっていただくような格好で、これも計画しております。

また、ディアナ号関係の特別の展示関係について、2週間ぐらいベイ・ステージで、これは特別展示ということでやってみたいということで、それらを全部合わせますと、諸経費で大体65万ぐらいかかるだろうと、そういう内容でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） 民生費については、おおむねまだ方向性が相違ということで実態は現状のことを考えますと、課長の言われますきめの細かな減免制度、そういったきめ細かい方策も必要であるということで、前向きなご答弁だったので、それなりのいいことだというふうに思います。ただ、私は心配するのは、やはりこういった三位一体の改革で、あらゆる面から関連して、滞納金が増えるのを心配しているわけで、その辺についてのことは十分に踏まえて、今後とも政策、施策を実行する必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから日露友好の碑については、海洋公園に設置ということで、海洋公園の場所柄大変いいことだなと思うんですが、ただ日露友好の碑の除幕セレモニーをやるということですが、下田は日露友好の歴史という側面もございますが、北方領土返還の記念マラソンもやってい

るといふ、一方では友好を謳いながら、一方では返還しろという記念マラソンをやって、かつては北方領土の住民のビザなしで行ったり、向こうからも来たりもして、このところのやはり整合性といいますか、いろいろ問題があると思うんです。確かに、市民の見方からすれば、ちょっと疑問の点が、その点、記念マラソンのものは、やはりあの辺の近くで横断幕を掲げて、あそこのところにも道路のところへ記念マラソンの横断幕を掲げて、その横では友好の碑だよというの、僕はいかがなものかと、考える余地があるんじゃないかと、記念マラソンのものも私も必要だと思いますけれども、そういう北方領土の返還運動は、国民的な運動ですから、これは下田市としても両面からやる必要があるけれども、もう一工夫、この記念碑をつくることによって日露の歴史をもう一度見直す必要があるんじゃないかと、こういうふうに思いますけれども、当局のお考えといいますか、ありましたらお願いいたします。

それから、清掃事務所のいろんな老朽化の問題でございますが、大変経費がかかりまして、昭和50年にできたということで老朽化はだれでも認めることでございますが、改造には12億、そういった高額のお金がかかるということですが、やはり現状のまま修理しながら、お金を多額にずっと29年頃まで出していくことがいいのか、または一部でもいいから広域でどこかに処理施設をつくる方向に研究していく方がいいのか、その辺のところをもうちょっと精査しないと、私は今の財政状況から比べて、これが長く続くことが大変難しくなるのではないかと。それで課長にお聞きいたしますが、将来はこのごみの一部の有料化を考えているか、考えていないか、その辺のところ。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） それでは、日露関係の方は私の方から答弁させていただきますが、下田の歴史の中から、長楽寺で結ばれました日露和親条約の中での北方領土の位置づけというものをやっている歴史があります。また、もう一つは例のディアナ号の沈没という中での助け合い、それからお墓をずっと守り通してきたロシアとの友好という、この両面を持っている中で、来年が150年ということで、プーチン大統領の方からは少し前向きな考え方が出されてきました。実は、先ほどもちょっと昼休みに、県の国際室の方と北方領土の対策の方の方が見えまして、来年、下田で北方領土の方々を呼んでやりたいというようなお申し出もありました。ですから、こういうことを踏まえて、やはり下田とすれば、この北方領土の問題と日露の友好両面の歴史を持っているので、これをしっかり発信していいんじゃないかと、政治的なことではなくて、やはり下田市が抱えている固有の歴史という中を

全面的にやっぱり表に出していくべきという考え方を持っております。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

環境対策課長（村嶋 基君） では、ごみの有料化等につきまして、これは今の担当課の考えでございます。現実的にこの改造をしなければならない状態になっております。これにつきましては、先ほど申しましたように、ものすごいお金がかかると、起債を対象にしましても数億のお金がかかるというものはわかっております。そのため財源をどうするのかということが出てきておりますのが、今、環境省の方が出しておりますごみ袋有料制、それと廃プラスチックの焼却、それに乗ってごみ袋の有料制を取り入れることによって、今二千数百万の収入があるのが、それより 3,000万くらい増えるかという、金額によりますと違いますので、そういうことがございますので、担当課としましては、この改造計画の言うなら財源の一部に充てるというような見方ではございませんけれども、そういうことで来年1年間、これについては審議会がございまして、その辺にかけて検討していきたいと思っております。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 73号議案はそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第 74号 平成 16年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に対する質疑を許します。

1番。

11番（梅田福男君） 今年は保険料が値上げされまして、市民の中には、この不景気の中で大変だよと、保険料を支払えないと、こんな声が聞こえるわけでございます。そういうわけで、徴収課の係の人に聞きますと、どうしても地元の自分の料金といいましょうか、この地方税のようなものを先にもらうんだと、そうなると、やはり国保の方がだんだんとこの滞納が、私はより一層多くなってくるのではないかとこんなふうに 思うわけです。そこで、心配するのは、この徴収金の中の何というのか、先取り特権というのかな、自分のものを取るというこの先取り特権というこの順位というものは、ある程度決まっているのかどうか、その辺をちょっとお伺いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

税務課長（鈴木布喜美君） 何度も言うように、1人の人のところに固定資産税、市民税、

国保税と行きますけれども、私の部分では国保から取れと、一応一般会計から繰り出されるものですから、国保を優先して取ってください。来たときには、一応国保優先という解釈をしております。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

11番（梅田福男君） 国保優先ということで一安心はするわけでございますけれども、しかし、この滞納残の増えるということに非常に心配になるのは私だけではありませんとおっしゃると思うんですけれども、この保険料の徴収金もこの催促の規定にかかわらず、この時効というのは生じるのかと私は非常に心配するんですが、この点いかがでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

税務課長（鈴木布喜美君） 時効は5年ではありますが、我々の方からすると、時効がないように処分、差し押さえ等を財産のある人についてはやっております。ただ、なかなかアパートにいて、はあというように思うような人も中にはあります。でも、できる限り一部納付があれば、その時効が免れますので、分割して入れるような場合もあります。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

11番（梅田福男君） 大変今、安心した声を聞いたわけでございますけれども、どうもこの不公平ということを考えると、ぜひ時効が生じないように努力していただきたい、こんなふうに思います。

ありがとうございました。

会議時間の延長

議長（佐々木嘉昭君） ここで、時間を若干延長いたします。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 今回の国保の補正は、その特徴は、出産、育児の一時金が10万ということで、恐らく1人20万としますと、5人ほど増えたのかと、こういうぐあいに思うわけでございます。赤ちゃんが生まれてそれに対応するというのは、大変そういう意味では喜ばしいことで、こういう傾向がどうなっていくのかということが質問の第1点でございます。

それから、国民健康保険の一般保険者の990万減をして、退職者保険法の1,470万増えてい

るということでございますので、これは当初の予算に比べまして団塊の世代といいますが、職場へ勤めていた人たちが、恐らく定年退職等々で、ここの部分の人たちが大変増えてきたということに伴う補正であるのかなと、このようにこの数字を見るわけでございますけれども、そこら辺の状態はどういうぐあいになっているのかということでございます。やはり退職者医療でもと入っていました保険の方から、事業者の方から医療費については補填がされるとは言いながら高齢者がだんだん増えていくということで、全体的な意味での医療費への現状がどうなっているのか。具体的に言えば、今年度の予算の範囲内で医療費の推移が見込めるのかどうなのかということでございます。

さらに、この医療費の来年の値上げもまた想定せざるを得ないというような現状が一方で控えているわけでございますので、この保険予防の実態といいますが、そういうものをぜひとも決算委員会におきましても、医療費の値上げを抑えていくことができるような、前もっての予防措置を実施してほしいと、こういう要請がされていると思うわけです。ところが、なかなか予算的にもそれらのものはとれないということで、実態は進んでいるのかいないのか、そこら辺の何が具体的なネックになっているのか。また、それなりに担当課の保険福祉課の方との協力体制もあるやと思うわけでございますけれども、このちょうど真ん中あたりまで来たわけでございますので、そこら辺の実態がどうなっているのか、補正に合わせて明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市民課長（土屋徳幸君） それでは、まず1点目の出産一時金の補正に絡みまして、今後の出産の動向といいますが、この想定はどうであるかということでございますが、現状、今回補正をお願いしたとおり、当初の見込みよりも増えているのは事実でございます。今回、5件分を追加補正させていただいている状況でございます。

今後の動向につきましては、やはり担当の話をお聞きしたところ、かなり増えてきていると、しかし、現時点までは増えておりますが、これから先については、私の方からそういう状況であるというのはなかなか難しいところで、いわゆる母子手帳等のデータを参考にしながら、今後の動向を見ながら対応していきたいというふうに考えております。中には双子の方が産まれたり、1件を想定したのが双子になりますと2件になりますので、そういった意味も含めて増えている状況があるということをお聞きしたいと思っております。

それから、今後の医療費の推移でございます。今回、内訳といたしましては、いわゆる一

一般関係で税の関係で 990万ほどの減額、それから退職の方で 1,470万ほどの増額と、その辺は
いかがかということなん でございますが、まずこの件につきましては、基本的に税の減額補
正をさせていただいたのは、原因は調定の移動でございます。で、一般関係で調定では減額
となった基本的な原因はどこにあるのかということでございますが、ただ、私の今の推計で
ございますけれども、本算定以降の移動につきまして、一般につきましても保険者数が若干
減になっている分もあります、どちらかという低額所得者層の中途加入が若干あったも
の、全体的には低所得者層が多いもんですから、後段の方にも示されておりますけれども、
基盤安定の候補額が増えております。それは 何かというと、軽減世帯が増えたために基盤安
定が増額になっているという関連はございますので、その辺の動向でございます。

一方、退職の方につきましては、増額の補正をさせていただいておりますが、これは当然、
退職の方の調定が増えたということが、今回の税の補正の内容でございます。退職の方が増
えた要因は何かということでございますけれども、やはり本算定以降、中途加入者も増加し
ておりますけれども、基本的には退職の方でございますので、どちらかという所得階層は
高い方でございますので、中間所得者層の一般からの振り替えもあり ますし、退職の加入者
の所得階層がちょっと上であるという状況の中で、退職の方は調定額が増えた結果、税の方
の増額補正になったということでございます。

続いて、今後の医療費の動向でございます。医療費の動向につきましては、この 16年度で
は今後大丈夫かという点でございますが、一番大きな要因は、一般の療養給付費の点でござ
います。ご承知のとおり、現計予算 12億で計上させていただいております。これは、月平均
約 1億ということになるわけでございますけれども、その 1億に対して現在のところ、ご承
知のとおり、請求が来るのは 2 カ月 おくれになりますので、9 月分までの大体の月の平均で
いきますと、執行額は 9,870万ほど、限りなく 9,900万に近い、強いて言えば 1 億ぎりぎりの
ような状態で、予算の範囲内で今のところおさまっております。

なお、ちなみに今日データが来たわけですが、 10月は 9,400万程度でおさまってい
るようであります。今後、これがどういう推移を示すかというのは、非常にこれから暖冬と
いっても寒い時期を迎えるものですので、これがどう異常に出てくるのか、またこのままの
推移でおさまってくれるのか、その辺は非常に難しいところが ございますが、動向としては
そのような経緯をたどっているのが実情でございます。

それから、医療費の抑制策の一環としての保健事業の充実でございます。確かに、決算委
員会でもお話がございましたし、過去何回かのご質問の中で医療費の低減につながる保健事

業の充実等をもっと推進すべきだというご指摘がございました。何分にもそうは言いつつも、その保健事業をやる上においてはそれなりの財源が必要でございます。それで、大変申しわけございませんが、今の下田市の国民健康保険の財政状況からいたしますと、まず給付費の財源を確保するのがまず精いっぱいございまして、なかなか新たな保健事業として国保の方で具体的に示すというのはなかなか難しい状況があります。そういった意味でいえば、今現在もやっていただいております健康福祉課の方の保健師さん等の個別訪問に対してのご協力をお願いする上に当たりまして、医療のいろんな各種データ、いわゆる生活習慣病もというふうな方々についての家庭訪問の指導等を健康福祉課の方にお渡しいたしましてご協力をいただいているというのが実情でございます。また、医療費の抑制の一環といたしまして、医療費の抑制といいますか、税のいわゆる不公平感をなくす意味もありまして、要は国民健康保険税の財源が、それぞれの受益者のいわゆる相互扶助の精神に立ったものであるというPR活動もするようにというご指摘もあわせてございましたので、近々、広報等でその辺の広報もしていきたいというふうに、原稿は今現在つくっておりますので、そういう形での対応を検討しております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 本市の乳幼児の動向でございますけれども、従前、大体1年間200人くらいの出生が見られたんですが、近年160人をちょっと超える程度の出生数しか見られない状況になっております。本年につきましても、1月から現在までにおきまして175人。これは11月15日現在でございますけれども、175人の出生になっております。ただ、これは下田市に出生届けした数でございまして、この中にはほかの市町村の方も入っているということでございますけれども、一応そういう状況でございます。

医療費の抑制に関連した健康づくりと国保との連携でございますけれども、医療費の抑制につきましては、当然、国保に加入なさっております乳幼児から高齢者まで、この方たちへの医療ケアをどうしていくかということでございますけれども、基本的には予防をどうしていくかということに尽きるかと思えます。乳幼児につきましては、保育所あるいは幼稚園、小・中学校を含めまして、児童生徒さんたちの健康教育の徹底、それからあるいは中高年、高齢者につきましては、予防活動ということで、さまざまな教室の中で普及をさせていくとともに、先般も大腸がんの講演会を開催させていただいたわけでございますけれども、110名を超える方にお集まりいただきました。こういった中で、知識をどのように広げてい

くか、それによって自己管理をどのように考えていただくかという、そういった観点からも、今後推進をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 74号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第 75号 平成 16年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 75号議案は、厚生経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第 76号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 76号議案は、建設常任委員会に付託いたします。

議長（佐々木嘉昭君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

11日、12日は休会とし、13日から15日までそれぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は16日午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 4時12分散会